

## 第5回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

日 時：令和3年8月18日  
13：30～16：00  
主 催：林野庁

### 次第

1. 当面の議題について（第3回からの継続審議）
2. 特例措置活用のカースタディ（新潟県糸魚川市）
3. 林野庁からの報告事項

### 出席者一覧

#### <委員>

う え き た つ ひ と  
植木 達人

信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

#### ※委員長

あ べ か ず と き  
阿部 和時

日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

の む ら ゆ う  
野村 裕

のぞみ総合法律事務所 弁護士

し な が わ ひ さ こ  
品川 尚子

那須法律事務所 弁護士

か わ い さ と し  
河合 智

岐阜県郡上市 農林水産部次長兼林務課長

か た や ま け ん じ  
片山 健二

石川県 かが森林組合 代表理事組合長

#### <臨時出席>

こ だ い ら  
古平 明

新潟県糸魚川市 農林水産課 係長

わ た な べ  
渡辺 千鶴

同 主事

あ が い  
永井 志穂

新潟県 林政課 副参事

ほ し ぼ  
保科 功

新潟県 糸魚川地域振興局 林業振興課 技術専門員

#### <林野庁>

みのわとみお  
箕輪 寛男

森林利用課 課長

かわむらなつや  
川村 竜哉

森林利用課 森林集積推進室 室長

なかやままさひろ  
中山 昌弘

森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

#### <事務局>

(公財) 日本生態系協会 松浦、亀田、小川



# 当面の議題 第5回ver.

令和3年8月  
林野庁

※令和3年6月15日付の第4回委員会から修正した箇所には下線を引いております。

## 第2回検討委員会のポイント ～議論の進め方～

森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたり、

- ① 所有者不明であることを特別扱いするというものではなく（所有者が確知されている森林から特段の差異を設けるものではなく）、
- ② **経営管理権集積計画を定めることが必要か**という観点に立ち、
- ③ 各々の森林の状態に応じた**最適な経営管理**を行うという方向で議論する

そのため、

- ① 切捨て間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていくものではなく、
- ② 搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程とし、市町村に**バランスのよい判断の視点**を提供する

市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう各論を深めていくとともに、

- ① 議論が煮詰まらないところを**Q&A集**としてとりまとめることや、
- ② **具体的な事例**を紹介するということも考える

### 「対象とすべき森林」の判断材料（各論①～③）

- 通常も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論する
  1. 対象となり得る森林が広範に及ぶ一方で、「何を優先すべきか」を整理した上で、
  2. 「優先して経営管理すべき森林」として**具体的な指標**を置きたい
  3. その際、市町村が**判断しやすく**、また、対外的にも**説明しやすい**指標とは何かを考える
- 1.~3.をもとに、市町村が「ここなら使える」と判断できる材料としたい

### 「経営管理の方向性」の判断材料（各論③～⑤）

- 各々の森林に応じた「経営管理を柔軟に選択していく」という方向性の下で議論する
  1. 市町村の裁量で選択していく上で、「**合理的な（合理的ではない）判断とは何か**」を整理した上で、
  2. 合理的な判断であると裏付ける**具体的な指標**を置きたい
  3. さらに、合理的でないと言われる場合の**具体事例**を整理したい
- 1.~3.をもとに、市町村が「安心して使える」と判断できる材料としたい



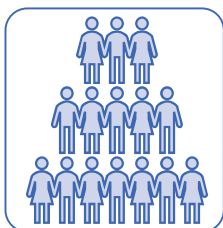
## 第3回検討委員会のポイント ～整理が進んだ事項～

### 対象とすべき森林の把握の仕方（各論①関連）



- ・まずは手元にある既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真撮影）などから、経営管理を行う必要性を把握すればいいのではないか
- ・ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査をし、対外的に説明できる資料を用意しておくべきではないか
- ・特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の経営管理を行う場合と同様の判断でよいのではないか

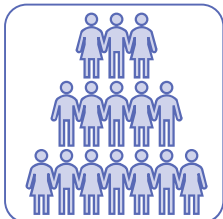
### 不明とされる所有者の持分への留意（各論③関連）



- ・持分の過半数に相当する所有者が判明しており、その者が同意しているという状況下であれば、柔軟に活用していくこととしてよいのではないか
- ・ただし、経営管理の方法や目的について、どのようなことに留意していくべきかは、持分の過半が判明している・してないという形式的なものではなく、個別の具体事例に沿いながら議論していくべきものではないか（持分の過半数が判明していない場合でも、活用していけるよう事例を整理していくとよいのではないか）



### 所有者探索・同意取得の注意点（各論③関連）



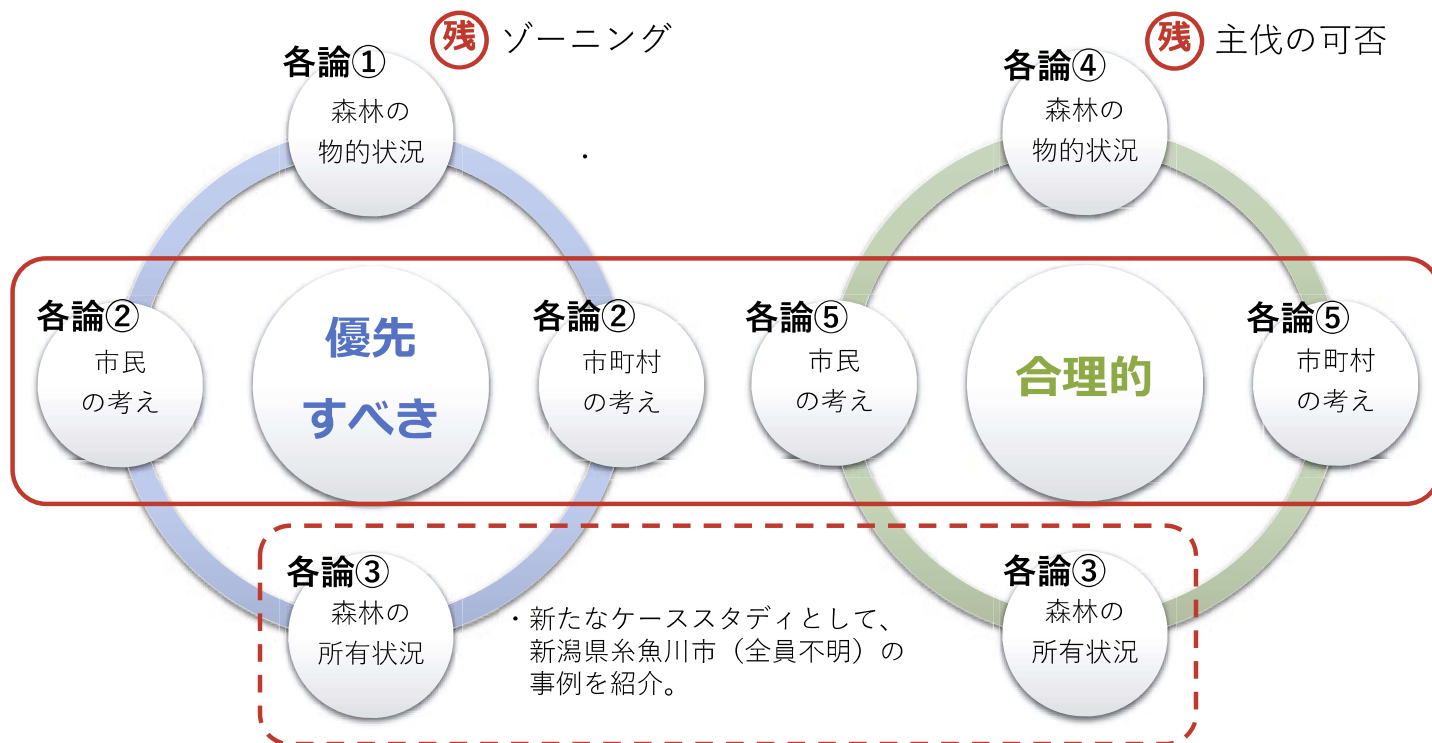
- ・登記名義人やその相続人全員の同意を得ることが原則であり、実質的な所有者や代表者の同意をもって関係権利者全員の同意を得たとするは妥当ではない（市町村が“実質”の範囲や“代表者”を決め、本来の同意プロセスから外れる相続人を作り出してしまふことは説明が難しい）。
- ・ただし、このような考え方が許容される事案を示すことも意義があるので、ケーススタディを重ねて、許容される条件や説明方法については、ガイドラインとして示すことを検討してはどうか **👉議論を継続**
- ・登記名義人の所有者情報が不足する（例えば、地番情報が無い）ときや、戸籍簿や住民票等の除票が廃棄されたときなど、公的資料からの探索が困難なときは探索を打ち切ることを考えてもよい（過重な聞き取り調査や、やみくもな資料請求をしないことで、探索業務を簡素化する）

### 合理的と言える経営管理の内容（各論④関連）



- ・森林を健全に育成・維持するために経営管理を行うということで、その森林に合った施策を選択するのであれば、利益を伴う間伐や伐採量が大きい間伐であっても、合理的と評価できる
- ・条件不利地では、主伐をし、林種転換を図るとすることも検討すべきであるが、これを管理行為として実施することはできないか **👉新規の検討事項**
- ・間伐は、その内容によっては、法律的にみると、保存、管理、変更行為のいずれにも該当し得る行為であるから、同意取得の範囲と関連づけて、論点を整理してみてもどうか **👉対応を検討**

## 第5回検討委員会でご議論いただきたい事項



➡ 今回は、市町村や市民（いわゆる“人”）の観点から議論を整理するとともに、引き続き、特例制度活用を検討事例（ケーススタディ）を紹介。



- まずは、施業履歴の確認や簡易な現地調査（写真撮影等）により、経営管理の必要性を判断。
- 森林整備の必要性を対外的に説明できるよう、詳細な現地調査（立木の計測等）も行うものとするが、その時期や程度は市町村が柔軟に選択。
- 各種資料から把握できる情報を用い、調査を簡素化することも可能だが、一定のデータは必要。

過密状態	目視的指標	地形的要因	法指定等
<p>■樹冠長率 ②÷①</p> <p>● 40%以下 <u>の森林を整備の対象</u></p> <p>■形状比 ①÷③</p> <p>● 80以上 <u>の森林を整備の対象</u></p> <p>■立木密度</p> <p>● 施業履歴、施業体系図、収穫予想表等から <u>林齢毎の成立本数の妥当性</u> を評価する。</p> <p>■留意事項</p> <p>● 特例措置に限定した特別な数値指標を置く必要はなく、地域で一般的に用いられている指標で対応してよい。</p>	<p>■下層植生</p> <p>● 有り・無しなど、定性的な情報でも構わないので、写真撮影等により説明材料を充実させる。</p> <p>■地表</p> <p>● 落葉落枝（A0）層の流出、細根の露出を一つの目安とする。</p> <p>Step 1 まずは目視情報を収集するだけでもよい（詳細な調査は後からでも可）</p>	<p>■傾斜</p> <p>● 災害防止を目的とした運用の場合は、30～35度以上を整備が必要な目安の一つとし、地域の災害発生状況等から地域毎に目安を置く。</p> <p>■地形・地質</p> <p>● 地形や地質の把握は、<u>微地形表現図</u>や<u>地質図</u>といった文献調査を基本とし、<u>現地調査は省略可</u>。</p> <p>■留意事項</p> <p>● <u>傾斜に限らず、地形や地質について数値指標を置くことを検討</u>。</p>	<p>● 災害防止を目的とした運用の場合は、<u>山地災害危険地区</u>や保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象森林の優先順位を検討する。</p> <p>● その際、都道府県の治山事業の計画と調整して対応することとし、都道府県において整備する計画がなければ、市町村としても積極的に対応する。</p>
<p>Step 2</p> <p>● 樹種や林齢はもちろんのこと、地域によって森林の具体的な状況は異なるものであり、どのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねることとし、<u>都道府県単位で、研究機関等が普及する知見をもとに、対応</u>。</p>			
<p>残</p> <p>● 市町村森林整備計画において、地形的要因や法指定の状況を踏まえたゾーニングを実施しておけば、特例措置を講じるにあたっては、対外的にも説明しやすくなるので、参考となる事例を紹介しつつ、<u>論点を引き続き整理する</u>。</p>			



- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することが第一の検討事項となり得るが、市町村の方針や地域のニーズに応じて産業や地域振興の観点で活用することも柔軟に判断し得る
- 水源の貯留や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮される広域的課題についても、積極的に対応することとする
- そのような中、以下に掲げる考慮事項などから、優先順位を付ける方法はあるか

局所的課題 (土砂災害の防止等)	広域的課題 (水源の貯留、洪水防止等)	産業振興等	共有者・地域住民
<p>■災害の規模</p> <p>● <u>災害のおそれがあるのであれば、その規模に関わらず対応することとする</u></p> <p>■被害の種類</p> <p>● <u>人命への危機、住家の倒壊、インフラの寸断、田畑への土砂流入など、被害の種類で優先順位を付けることは可能か</u></p>	<p>● 所有者不明森林単体によって機能発揮に直ちに影響がない広域的な課題に対しても、<u>積極的に関与すること</u>も可能とする</p> <p>● 局所的課題が常に優先され、広域的課題が常に劣後するというものではなく、<u>市町村の考えに応じて対応すればよいとする</u></p>	<p>● <u>目的の一つとして林業振興</u>とすることも可能であることを前提とする</p> <p>● 森林管理の適正化を第一義と説明できることを前提に、法の目的外である<u>産業振興</u>や<u>地域振興</u>に対応することも、<u>市町村全体の行政運営の裁量として行い得る</u></p> <p>● 周囲との一体的な施業の実施のために留まるのか</p> <p>● <u>所有者不明森林自身における木材生産もあり得るのか</u></p> <p>● 産業振興の観点から活用できるとしても、公益目的と比べ、<u>順位を下げる</u>と整理すべきか</p>	<p>● 明確な意思をもつ一部の共有者がいることをもって優先順位を上げるという判断を可能とする</p> <p>● <u>地域から手入れしてほしいと要望を受けていることを踏まえ、優先順位を上げるという判断も可能とする</u></p>
<p>追加検討</p> <p>● 災害発生の蓋然性に関わらず関与することを前提としつつも、市町村はどの程度の危機意識で「<u>災害が起こるかもしれない</u>」と認識すべきか</p> <p>● 例えば、森林の物的状況から優先順位を付けつつ対応することで差し支えないと言えるか</p>			
<p>市町村の方針</p> <p>● 市町村森林整備計画等に定める方針などに従い、<u>優先順位を検討することとした上で、その主旨から逸脱するものでない限りは、市町村の事務量（労力）や費用を検討事項に加えることは可能である</u>としたい</p>			

## 各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」 ～森林の所有状況から～



- 持分の過半の所有者が分かり、同意しているときは柔軟に活用できる
- 持分の過半の所有者が分からないときや、所有者全員が分からないときについても、目的をより丁寧に説明することで、柔軟に活用できる
- 本項は抽象的な整理にならざるを得ないため、ケーススタディを重ねつつ、事例集やQ&A方式で論点となることを整理することとしてはどうか

### 過半が判明し、同意

- 特例を適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする

### 全員不明

- 所有者自らの経営管理が確実に期待できないことから、積極的に対象とするという考え方も可能とする

### 過半は不明だが、残りは同意

- 災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起り得るものは柔軟に対応できるとする

- 人命・身体・財産への影響と比較し、周囲への権利侵害の程度が低いと考えられる山村振興・観光目的は慎重な運用とするなど、判断に悩ましいものは実践的議論を追って実施することとしたい

### 反対者あり、又は意思表示なし

- 災害が起こる緊急性がある場合等を除き、明確に反対する者がいる場合については、対応の優先順位を下げる、又は対応しないこともあり得る

残

- 意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合については、法16条の特例を使うことを検討してよいのではない

- 例えば、市町村が所有者を探索し、相続人多数となった場合や、共有者不明森林の特例を使おうとする場面等においては、前向きに活用を考えてはどうか

### 周囲も不明

- 災害が起こる緊急性がある場合等を除き、隣接する森林の所有者がともに不明である場合は、境界を確認することが困難又は労力を要する等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることもあり得る

- 境界が不明確であっても、周囲一帯となって経営管理権を設定し、管理するという方向性もあると思うが、具体事例に基づいて議論することとする

- その場合、境界の確認や金銭の算定をどのように行うべきかも具体事例に沿って検討する

最終的なガイドラインを整理していくにあたり、まずは、これらの事例を収集して、具体事例に基づく議論を継続

8

## 各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料 ～森林の物的状況から～

次回以降



- 森林に合った施業、必要な施業であれば、その施業種（搬出・切捨、定性・列状、伐採の強度）は柔軟に選択する
- 存続期間の設定は、通常の場合と特段の差異を設けず、必要に応じて長期の設定も検討する

### 搬出・切捨間伐

- 林業経営者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能であることを前提とする
- 森林の性質から、搬出間伐を実施できるのであれば、手法として選択すればよい
- 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、経済性の観点を軸に、搬出間伐を選択するのは合理的ではない
- 間伐の効果を出すために、価値のある木も伐採することは当然にある
- 地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）等からも、施業種を検討する
- 搬出間伐が経費の掛増しになるときは、切捨間伐を選択するが、伐倒木の片付処理も必要に応じて実施する

### 定性・列状間伐

- 間伐の効果を踏まえ、定性間伐の実施を第一とする
  - 施業体系上、列状間伐を実施することでも、間伐の効果が得られる場合は、列状間伐も選択となる
  - ただし、以下のような場合は、列状間伐を実施することは控える
- 【一例】
- ① 急傾斜地
  - ② 地すべり地、崩壊地
  - ③ 火山灰土壌
  - ④ 超過密な森林
  - ⑤ 強度な列状間伐
  - ⑥ 2回連続の実施 等

残

追加検討

- 手入れ不足の森林を健全な森林に再生していく手法のひとつとして、主伐をし、新たに植栽（林種転換）することも検討してはどうか。
- この場合、森林の性質を大きく変えることになるため、不明な所有者・共有者への説明責任として、実施できる条件や理由の整理が必要であると考えるが、Q&Aとして例示できないか

### 間伐の強度

- 森林の性質を踏まえ、強度な伐採が必要であるときは、それを選択できる
- ただし、手入れ不足の森林である場合は、強度の伐採を行うことで、風雪害のリスクが高まることから留意が必要
- 存続期間を長めに設定し、弱度の間伐を繰り返すことも検討

### 存続期間

- 通常の場合（所有者が確知されている場合）から差異を設けるべきではなく、経営管理に必要な期間を確保することを前提とする
- 特例を講じることへの不安視から、存続期間を縮減することや、間伐等の施業の実施回数を減らすことはしない
- 不明とされた所有者が後で現れる可能性も少ない中、市町村による継続的な管理にニーズがあることから、必要に応じて長期間の設定をすることも前向きに検討する

9



- 市町村が取り組みやすいところから進めるという考えは、どこまでが許容できるか
- 住民や事業者の意見を聞き、ニーズに応えるとした場合、どこまで対応すべきか
- 市町村はコストや費用対効果を意識することになるが、どこまで負担してでもやるべきか

**市町村の考え  
(取り組みやすい)**

- 取り組みやすさという観点から、以下の①～④に該当する場合は積極的に対応してはどうか
- ① 確知されている所有者が多く、不明な所有者が少ない
- ② 探索や合意形成において、確知されている共有者の協力が仰げる
- ③ 対応を望む共有者が多い
- ④ 意向調査を実施している地域であるなど、市町村が事務で関与している
- ①～④に該当しない、又は複数が該当しない場合など、事務的負担が比較的大きいと考えられるものは対応を見送ることとするのは不合理か

**住民のニーズ**

- 住民から安全・安心な生活を確保してほしいとのニーズがあり、市町村が必要性を理解できるものは積極的に対応する
- 住民から快適な生活環境を提供してほしいとのニーズがあり、市町村が必要性を理解できるものも対応すればよい
- 住民からニーズはあるものの、主観的なニーズであると感じられ、市町村が客観的に必要性を理解できないものは見送る

**事業者のニーズ**

- 事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの（所有者不明森林の資産価値が向上するもの等）は積極的に対応する
- 不明所有者がデメリットを回避できるもの（資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずに済む等）も対応すればよい
- 不明所有者のメリットが薄く、事業者が一方的なニーズによるものは、対応を見送る

**市町村の考え  
(費用対効果)**

- 一般的な森林の健全性が確保できることを前提に、以下のi～iiiのような費用対効果について、必要に応じて考慮することは妥当か。
- i. コストを低く抑えるため、切捨間伐や列状間伐を選択する
- ii. 市町村のコスト負担を抑え、林業経営者が対応できるように、経済性を追求した内容とする
- iii. 取り組むべきと認識しつつも、コストが高いため取り組まないとする



**組み合わせ次第で、見解が変わるものがあるか**

- aかつiiiで取り組まないのは不合理
- ②かつCなら取り組んでも合理的
- Bならiで対応しても合理的 等



## ケーススタディ③

## 新潟県糸魚川市における検討状況

令和3年8月

## 糸魚川市の概要

- 糸魚川市には、約6万4千haの森林があり、その3分の2（4万2千ha）が私有林である。そのうち、**私有林人工林は約9千ha**あるが、人工林率が2割と全国ベースより低いのが特徴。このため、森林管理の集約化が課題。
- 森林経営管理制度を優先的に取り組む地区を選定するにあたり、地区への聞き取りを行いながら、制度に対する関心が高かった地区から取組を進めていくこととした。

## ■ 糸魚川市及び大野地区の位置

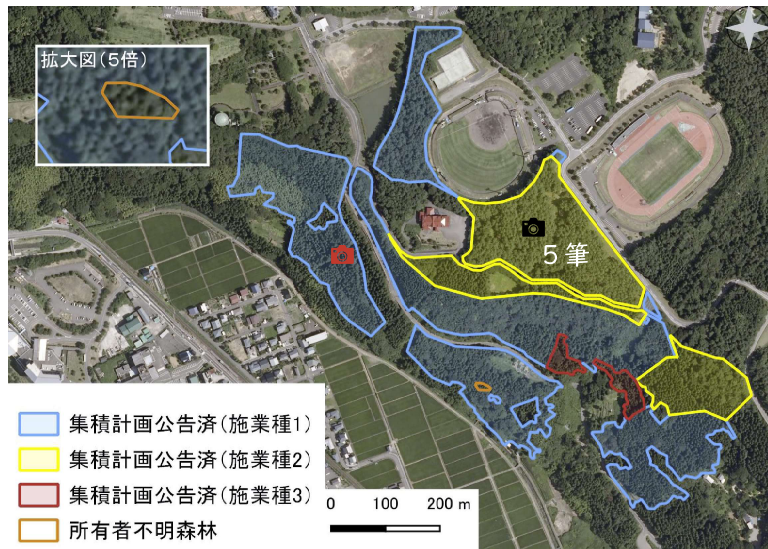


## ■ 大野地区をモデルとした理由

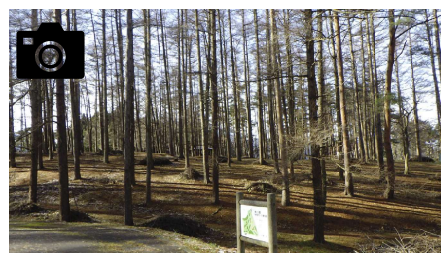
- 森林経営計画が作成されておらず、**林業事業者による森林整備が期待されない**
- 地区を対象とした説明会で、**地区住民の反応がよかった**
- 市街地（糸魚川市の中心部）に近く、森林整備をモデル的に進めることで、住民へのPRが可能

# 大野地区における取組状況

- 令和元年度に意向調査を実施した後、現地調査や所有者探索を行い、令和2年度中に合意形成を進め、令和3年6月に経営管理権集積計画を策定（92筆・28名分）。
- 宛所無しなど、所有者の所在が不明であった森林については、市内部で戸籍謄本や住民票を確認するほか、他の市町村にも公用請求し、所在を把握。
- しかし、1筆1名分の森林については、所有者の所在を把握できず、経営管理権集積計画の策定を断念。



☞ 不良木を中心に間伐（切捨間伐）を行い、光環境の改善を図る（施業種1）



☞ 松枯れが進んでおり、このままでは健全性が維持できないため、広葉樹への樹種転換を進める（施業種2）

※施業種3の区域には、水道施設があるため、間伐は実施しない

2

# 所有者不明森林への対応状況

- 所有者の所在が判明しなかった森林は、明治21年に所有権保存が行われたA氏の単独所有。A氏の登記簿上の住所が、村（旧大野村）で止まっており、字名や地番が不明。
- 他方、林地台帳において、過去の林務部局で把握した所有者＝現に所有している者としてB氏（A氏と同姓だが、相続人かは不明）の記載があったものの、地番の記載が欠落。
- そこで、税務部局に固定資産税の納税義務者を照会し、B氏の所在地（と思われるところ）を把握したが、意向調査票を送付したものの、宛所無しで返送。税務情報をもとにB氏の住民票の取得を試みたが、住民票の除票の保存期間が過ぎていたためか、取得できなかった。戸籍や戸籍の附票も同様の状況。

## 不動産登記記録

登記名義人 A  
住所 西頸城郡大野村

(明治21年)

## 林地台帳

現に所有する者 B  
住所 系魚川市大野●●

? 大野地区には、●●という地名はなく、地番も分からない

## 固定資産課税台帳

納税義務者 B  
住所 ●●県■市××

? 県外の市町村あてにBの住民票やその除票の請求を行ったが、取得できなかった※

少なくとも66年は経過

(注) 大野村が系魚川市になったのが昭和29年

※林地台帳の字名●●と固定資産課税台帳の県名●●が一致。B氏の所在が■市にある可能性があったので、公用請求。

3

# 市が行いたい経営管理の内容

- 施業種Ⅰ（水色ゾーン）に囲まれたⅠ筆であり、周囲と同様に、スギ等の切捨間伐を実施し、手入れ不足を解消したい。
- 周囲の大半の森林で手入れできるので、この所有者不明森林の手入れを行わないことで地域に大きな悪影響が生じるものではないが、**一体的に手入れすることが望ましく**、また、当該地だけ除外した状態での間伐作業は苦勞を要するところ。※

## ■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	15年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回以上、年2回以上の見回り
費用負担	まずは、市町村が全額負担するを前提
利益還元	収益の発生は想定されないが、まずは経費に充当し、残余があれば所有者へ

## ■ 所有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
15年間
間伐を1回以上、年2回以上の見回り
まずは、市町村が全額負担するを前提
収益の発生は想定されないが、まずは経費に充当し、残余があれば所有者へ

※誤って伐採しないよう現地で境界明示をしなければならないほか、当該地に伐採木が倒れこんだりしないように注意をしなければならない等を想定。

4

# 検討委員会でご議論いただきたい事項

- 今回のケースは、**登記名義人Aの所在を把握する方法がなく**、林務部局や税務部局が保有していた所有者と思われるB氏の所在もつかむことができなかった。当然に、BからAを辿ることも困難であり、AとBの関係性も不明。そのため、**A及びその相続人を確知できなかった**ため、所有者不明（全員不明）の特例措置を活用できたと思うがよろしいか。
- 当該所有者不明森林は、わずか29m<sup>2</sup>であり、周囲での手入れが実現されるため、そのまま手入れを行わなくても、さし当りの支障はないとも考えられるが、一体的な管理の必要性から積極的に対応していくという考え方はあってよいか。
- 仮に必要性に乏しいという判断があった場合において、例えば、今回の森林が松林であり、周囲のように松枯れの被害が生じ、又は被害の温床となる可能性がある場合は、積極的に対応を進めるといふ考え方をしたいが、どのように考えるか。
- 所有者の全員が不明な場合であり、県の裁定手続が必要であるが、市町村が新潟県に申請するにあたり、用意すべき資料にどのようなものがあるか。また、新潟県が裁定するにあたり、判断基準として留意すべき点は何か。

【参考】林野庁の運用通知において定める裁定申請書に記載する内容

- 1 森林の所在、地番、地目、面積
- 2 当該森林の経営管理の現況
- 3 定めようとする経営管理権集積計画の内容
- 4 参考情報として、①所有者探索の実施状況、②当該森林に経営管理権を設定することの必要性、③当該森林の自然的・経済的・社会的な条件（資源の状況、路網整備の状況等）、周囲の土地利用の動向（集約化の状況、周囲の所有者の意向） など

5

## 検討委員会でご議論いただきたい事項②

- 今回の大野地区では、相続財産法人となった森林で、相続財産管理人が選任され、その後、新たな所有権の帰属先が決まったという事案があった。（今回は、新たな所有者と合意形成を図り経営管理権集積計画を定めるに至った。）
- 他方で、今回のように相続財産管理人が選任されていることは稀であり、**相続放棄された森林や相続人のない森林**が相続財産法人として、一向に清算に向かわず、いわゆる宙に浮いた状態で手入れ不足になっているケースも多々ある。
- 現行民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、経営管理権を市町村に設定するというような新たな権利関係を構築することは想定されておらず、相続財産の保存を目的とした管理制度もないと考えるが、市町村が相続財産法人たる森林の手入れを行いたい場合は、どのような対応があり得るか。
- 令和3年4月28日に公布され、2年以内の施行が予定される**改正民法（改正後の897条の2）**において、**保存型の統一的な財産管理制度**が始まるが、この管理人の下で、経営管理権を設定し、市町村が管理していくという運用はあり得るか。（相続財産法人は所有者不明ではないことから、森林経営管理法の特例や、改正後の所有者不明土地法38条2項に基づいた改正民法264条の2の所有者不明土地管理制度も活用できないと認識。経営管理権を設定することについて、市町村が利害関係人となり得るのか。）

【参考】民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による改正民法（抄）

**264条の2** 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

**897条の2** 家庭裁判所は利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、・・・

6

## 検討委員会でご議論いただきたい事項③

- 境界の確定は、所有権の帰属の範囲を決めることになるため、処分行為（全員の同意が必要）と解されるが、**境界を接する相手方の一部又は全部が不明である場合は**、どのように対応すべきか。
- 厳密な対応を考えた場合、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立て、管理人との間で境界の確定を行うことが考えられるが、
  - ① 地籍調査が完了している等により筆界が明らかである場合
  - ② 筆界が明らかではないが、客観的資料と樹種、林相から境界を明らかにできる場合
  - ③ 筆界が明らかではないが、明らかでない範囲から一步控えて権利設定を行う場合については、相手方の同意不要とし、管理人の選任をすることなく、経営管理権の設定を行うことを考えてもよいと思われるが、どのように考えるか。
- もっとも、このような考え方が許容されない場合、経営管理権の設定が裁判所手続を伴う境界確定に律速されてしまい、円滑に進まないことが懸念される。
- このようなことを考え、**境界確定を内在的な問題として処理し、地域一体として経営管理権を設定する（穴が開かないようにする）**という考えの下で、**特例制度を活用していくという方法**もあってもよいのではないかと。
- なお、境界確定の問題を内在的に扱うためには、経営管理に要する費用を所有者に負担させない、利益を所有者に還元しないという考え方を前提としている（費用や利益のことを考えると、市町村がどのように境界を決めたかが、利益・不利益につながってしまうためである）。

7

## 間伐の定義及び解釈について

森林経営計画制度の運用上の留意事項について（抜粋）

平成 24 年 12 月 13 日 24 林整計第 152 号 林野庁計画課長通知

ア 共有物（財産）の変更を伴わない内容の計画である場合

記名共有物の持分権者の一部が所在不明であるものの、保育<sup>※1</sup>のための除間伐など共有物の変更に当たらない内容の森林経営計画を作成する場合は、権原の面からは持分の価格の過半数の賛成により計画作成が可能である。

イ 共有物（財産）の変更を伴う内容の計画である場合

一方、記名共有物の持分権者の一部が所在不明であり、立木の伐採（ただし、保育のための除間伐を除く。）といった共有物（財産）の変更に当たたる内容の森林経営計画を作成する場合は、原則として不在者財産管理制度を活用して財産管理人を選任するなどの手段を講じなければ計画作成することはできない。

### 【注釈】

※1 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

（全国森林計画等）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和二十九年法律第六十一号）第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画<sup>※2</sup>をたてなければならない。

2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。

一～三 （略）

三の二 間伐及び保育<sup>※2</sup>に関する事項

三の三～七 （略）

3～11 （略）

※2 全国森林計画（令和3年6月15日閣議決定（変更））

### （2）間伐

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

### （4）保育

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行う。

ア 下刈り

（略）

イ 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

ウ 鳥獣害防止対策

（略）



## 民法 251 条及び 252 条の改正に関する検討経過

(法制審議会民法・不動産登記法部会の部会資料及び議事録の抜粋)

令和 2 年 6 月 2 日 第 13 回会議 (部会資料 27)

<p>1 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。）を加えることができない。</p> <p>2 共有物の管理に関する事項を定めるときは、民法第 251 条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。</p> <p>② 共有物を使用する共有者（①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項に従って共有物を使用する共有者を除く。）がいる場合であっても、その者の者の同意を得ることなく、①本文の規律に基づき共有物の管理に関する事項を定めることができる。</p> <p>③ ①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項の定めを変更するときも、①本文と同様とする。ただし、その定めに従って共有物を使用する共有者がいる場合において、その定めが変更されることによつてその共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その定めを変更することによつてその共有者の承諾を得なければならぬ。</p> <p>④ ①本文の規律に基づき共有物につき第三者に対して賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（以下「使用権」という。）を設定した場合（共有者の全員の同意による場合を除く。）には、次の各号に掲げる使用権は、それぞれ当該各号に定める期間を超えて存続することができない。契約でこれより長い期間を定めるときであっても、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>ア 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の使用権 10 年</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>1 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。）を加えることができない。</p> <p>2 共有物の管理に関する事項を定めるときは、民法第 251 条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。</p> <p>② 共有物を使用する共有者（①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項に従って共有物を使用する共有者を除く。）がいる場合であっても、その者の者の同意を得ることなく、①本文の規律に基づき共有物の管理に関する事項を定めることができる。</p> <p>③ ①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項の定めを変更するときも、①本文と同様とする。ただし、その定めに従って共有物を使用する共有者がいる場合において、その定めが変更されることによつてその共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その定めを変更することによつてその共有者の承諾を得なければならぬ。</p> <p>④ ①本文の規律に基づき共有物につき第三者に対して賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（以下「使用権」という。）を設定した場合（共有者の全員の同意による場合を除く。）には、次の各号に掲げる使用権は、それぞれ当該各号に定める期間を超えて存続することができない。契約でこれより長い期間を定めるときであっても、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>ア 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の使用権 10 年</p> <p>イ～エ (略)</p>
--	--

(部会資料補足説明)

共有物の物理的な変更を伴う行為については、基本的には共有者全員の同意を得なければならないが、物理的な変更を伴う場合であっても、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しない行為は、各共有者の持分の価格の過半数で決することができるものとしても、共有者に与える影響は小さいとも考えられる。

(委員・幹事の意見)

- ・ 「著しく多額の費用を要しない」の要件について、自治体からの補助金で賄われるので共有者には費用の負担が生じない場合であるとか、あるいは、これを行いたい共有者が全ての費用を出すので、他の共有者には負担を掛けないということが進める場合が、「著しく多額の費用を要しない」に含まれるかどうか。(藁毛幹事)
  - あまり各共有者の負担、反対者の負担が重くないのであれば、過半数で決めてしまってもいいのではないかということをございますけれども、今御指摘にあったような、補助金が出ているところでは、あるいは特定の共有者が全部出さずからと、他の人は払わなくていいからというときも含まれ得るとは考えております。(大谷幹事)
    - 補助金が出る場合はいいんですけども言われたら、それはまあ、そういう考え方があり得るのかもしれないけれども、例えば、今回の部会資料の形で条文化されたときに、必ずそういう解釈になるかというところ、私はそういう解釈になるのが必然ではないと思います。(道垣内委員)
    - 東日本大震災で津波の被災をした土地について、地面の高さを 3 メートル上げるという嵩上げ工事をすると、この工事について自治体が費用を負担するというところであっても、これは形質の変更に当たるということで、所有者の同意、共有であれば共有者全員の同意を取らなければならないのではないかとこのことが問題になったと。ただし、現実問題としてそれは不可能であるので、実務上、そこは乗り越えて、相続人代表の方の印鑑を押し進めて工事を進めたと聞いております。このようなことも含め、今回の民法改正で、適切な解決ができるような定めができればいいと思っております。(藁毛幹事)
    - 軽微な変更については、改良を目的とする場合には、共有者間の関係があるということも前提といたしますと許容せざるを得ないとしても、大幅な所有権の内容の変更になるときは、たとえ利益になることであっても、それを甘受せざるを得ないということは当然のことではないのかなと思えました。(佐久間幹事)
- ・ 新しい規定でも、なお法律上の処分を含むというようにも理解できるといふ方向で法文を作っていくのか、あるいは、もしも法律上の処分行為を除外するということになるのであれば、それに伴う問題がないかどうかを確認しておく必要があるのだろうと思います。(中田委員)

- 1 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。）を加えることができない。
  - 2 共有物の管理に関する事項を定めるときは、民法第251条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決す。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。
  - ② 共有物を使用する共有者（①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項に従って共有物を使用する共有者を除く。）がいる場合であっても、その者の同意を得ることなく、①本文の規律に基づき共有物の管理に関する事項を定めることができる。
  - ③ ①本文の規律に基づき決定された共有物の管理に関する事項の定めを変更するときも、①本文と同様とする。ただし、その定めに従って共有物を使用する共有者がいる場合において、その定めが変更されることによつてその共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その定めを変更することによつてその共有者の承諾を得なければならない。
  - ④ ①本文の規律に基づき共有物につき第三者に対して賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（以下「使用権」という。）を設定した場合（共有者の全員の同意による場合を除く。）には、次の各号に掲げる使用権は、それぞれ当該各号に定める期間を超えて存続することができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は当該各号に定める期間とする。
- ア 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の使用権 10年  
イ～エ （略）

（部会資料補足説明）

第13回会議において、変更行為に該当するものであっても、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しない行為について、民法第252条の規律により持分の価格の過半数により決定できるとする規律を設けることで、共有物の処分行為に関する規律が生じないか検討する必要がある旨の指摘があった。

そこで改めて検討すると、共有物の処分行為が民法第251条の「変更」に当たるとどうかについては争いがあるが、いずれの解釈をとるにせよ、本文における提案は、「変更」のうち、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものについて全員同意の例外を設けるとするものであり、物理的変

更を適用対象とするのであって、いわゆる法律上の処分行為については適用が想定されない。

（略）

今回の案は、いわゆる軽微な変更行為を全員同意の対象から除外することを目的とするものであるが、この要件は、飽くまでも他の共有者が負うことになる負担に着目し、その負担が小さいものを除外するためのものであるとの考え方で、この要件は、「共有物の改良を目的とする」との要件と相まって、当該共有物の変更が物理的にも大幅な変更を伴うものではないことを担保するものであり、他の共有者の負担が小さいかどうかだけで判断されるものではないとすると考え方がありと考えられる。

もっとも、前者の考え方をとつても、改良行為であることが別途要件となるため、結局、共有物に大幅な物理的変更を加えるようなケースは、基本的に改良行為とはいえないことになるし、後者の考え方をとつても、他の共有者の費用負担の程度は判断要素の一つになるので、実際の適用においてそれほど大きな違いはないと考えられる。

いずれにしても、軽微変更の要件の有無は、事案に応じて総合的に判断されるべきものであるが、最終的な費用負担者が誰かはその判断要素の一つとなると考えられる。ただし、共有物の改良行為を行う共有者がその費用を他の共有者に求償しない（債務を免除すること）を、軽微変更の要件の有無の判断の際に考慮することが一般的に可能であるとしても、具体的にどのような事情があれば考慮することができるとかは検討を要する。債務の免除は、債権者が債務者に対してその旨の意思表示をすることで効力を生ずることになると考えられるため、予めそのような意思表示がされないならば、軽微変更の要件の有無の判断に当たって考慮することができないとも考えられる。

なお、第13回会議では、地方公共団体等から補助金が出ていた場合にも、「著しく多額の費用を要しない」との要件を充たすとの指摘があったが、その補助金が誰に対して支払われ、どのような私法上の効果があるかなどを踏まえて判断する必要があると考えられる。

（委員・幹事の意見）

- この著しく多額の費用の点ですが、補足説明にいろいろ説明書かかれていますが、ちょっとやはり不明確だよねという意見が多くて、費用という切り口でやると、どうしても補助金とか、あるいは求償しないということについて疑義が出てしまうのかなと思つて、意見としては、もうちょっと何とか目的的なものを示せないのかということのような意見もあつたんですが、むしろこの補足説明で書いてあるように、結局のところ、物理的に大幅な変更を伴うか



どうかというところがキーポイントになっているように思うので、金額が多い、少ないよりも、物理的に大きな変更を伴うかどうかという方にしました方が、すっきりするのではないのかなと思います。意見です。(橋本幹事)

- 括弧書きで、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除くとあります。これがそのままでもいいのか、先ほど橋本幹事から、軽微変更みたいなのに変えた方がいいのではないかということをございしましたが、それは御検討いただくとして、もしこのままでいくというときに、軽微変更でも一緒かな、改良という言葉でいいのかなというのが、少し分かんないなと思ったところがございます。改良というのは、多分価値を増すということが含まれていると思うのですけれども、これからの時代、ダウンサイジングとか、価値の面でいうと、例えば、今まで居住に適用していたもので、それ自体としては価値が高かったものを、もう利用者がいないので、納屋に変えるとか、簡易化するという方向で目的物に変更を加えるということもあり得るのではないかと。これは、主観的には使用価値を高めるということになりうとは思いますが、客観的に言うと、価値が高まるとは言えないかと思えます。そういったことから、この改良を目的とするということでは駄目だというわけではないのですけれども、これからの時代、これで尽きるということではないのかどうか、考える必要があるのではないかと思います。(佐久間幹事)

→ この括弧書きのところは、橋本幹事からも多額の費用のところについての文言の再検討を求め御意見を頂いております。括弧書きは、事務当局においても、何とか考え直して、いろいろなことを考えましたが、やはりここに落ち着くのではないかと考えざるを得なくて、同じ文言のものをお出ししていただきますけれども、本日両幹事から頂いた御意見を踏まえて、更に検討していかねばならないことであると考えると考えます。(山野田部長)

令和2年11月10日 第21回会議(部会資料51)

- 1 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。)を加えることができない。
- 2 共有物の管理に関する事項を定めるときは、民法第251条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができ、共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。

5

② ①の規律による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすときは、その承諾を得なければならない。

③ 共有者は、①及び②の規律により、共有物に、次のアからエまでに掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(次のアからエまでにおいて「賃借権等」という。)であって、次のアからエまでに定める期間を超えないものを設定することができる。

ア 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 10年  
イ～エ (略)

④ 各共有者は、①から③までの規律にかかわらず、保存行為をすることができ、

(部会資料補足説明)

部会資料40の1においては、変更行為に該当するものであっても、共有物の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しない行為については、民法第252条の規律により持分の価格の過半数により決定できるとすることを提案していた。これに対しては、第17回会議において、「共有物の改良を目的とし」という要件に関して、客観的に価値を高めるものでない行為についても過半数により決定できるようにすべきであるという意見や、「著しく多額の費用を要しない」という要件に関して、その内容が不明確であり、費用という切り口による限定をすべきではないという意見があった。

これらの意見は、目的や費用の多寡を問わず、客観的に共有者に与える影響が軽微であると考えられる場合には、持分の価格の過半数により決定することができるとすべきというものであると考えられるところであり、これらの意見を踏まえて、変更行為に該当するものであっても、その形状又は効用の著しい変更を伴わない行為については、後記3①の規律に基づいて、持分の価格の過半数により決定できるとすることとした。

(委員・幹事の意見)

- 形状又は効用の著しい変更を伴わない、という書き方に集約されたことによつて、例えば元々全く効用を発揮していなかったような土地を暫定的に通路にするだとか、物置場にするだとか、そういった改良のようなことを行って、それが見かけ上は著しい変更に当たっているように見えるかもしれないのですが、実態としては費用もそれほど掛かっていないし、元々使われていなかった土地なので、実際にはその効用を害しているものではないというときに、それも変更に当たらないと読めるといふ前提で書かれているのかどうか

6

というところを差し支えなければ教えていただければと思っております。

(藤野委員)

→ 恐らく効用を發揮していないというケースについてもいろいろなパターンがあるのだからかと、あえてそういうふうにしていくケースもあれば、本当にほったらかしているケースもあると思いますので、ケース・バイ・ケースによって、特にそれで問題ないというケースについてまで、それが著しい変更に当たらないことは言わないのかなというふうには思っています。恐らくその状況次第で変わってくるのだからというふうには思いません。

## 山林における民法 251 条に関する裁判例

森林窃盗被告事件  
昭和 2 年 6 月 6 日 / 大審院 / 第 2 刑事部 / 判決 / 昭和 2 年 (れ) 555 号

共有者は各自の持分に従い目的物を使用収益することができ、他の共有者の同意がない場合は共有物に変更を加えることはできない。共有の目的物が山林である場合において、林木を伐採する行為が、山林を需要に供し、又は果実を収穫するに留まらず、山林を毀損するものとなれば、共有物に変更を加えるものにほかならない。

共有権確認及伐採禁止並損害賠償請求ノ件  
大正 8 年 9 月 27 日 / 大審院 / 第 3 民事部 / 判決 / 大正 8 年 (オ) 648 号

立木の共有者の 1 人が他の共有者の同意を得ないで、単独所有のように任意に処分することはできないとは言っても、立木は数量的可分物であるため、共有持分を分割して、単独所有のような状態にあれば、他の共有者はもはや伐採を禁止する権限はない。

## 改正民法 251 条に対する林野庁の疑問

○ 第 251 条第 1 項中の「その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」について、建物の区分所有等に関する法律第 17 条を用例にされたものと理解しており、同法の法解釈や裁判例だけでは、共有物一般への適用を考慮にあたって、参考となる情報が不足していると感じられる。

そのような中、共有物である竹木の切除や、共有物である竹木が集団で生育した森林において、本条を適用する場合、どのような観点に留意すればよいと考えられるか、お教えいただきたい。

例えば、集団で生育した竹木を一定割合（本数比で 4 から 5 割）で伐採するなど、一見森林の形状の変化が大きく見える局面についても、その行為が森林を健全な状態へと誘導し、又は健全な状態に維持管理するための行為であると説明がつくものであれば、本条の適用範囲と言えるか。



## 所有者探索等に関する委託事業の実施について

林野庁の令和3年度委託事業において、

- ① 司法書士等の専門家による所有者探索を実施し、
- ② 探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、
- ③ 所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は、特例活用に向けた準備（確知所有者へのアプローチや現地調査等）を支援するという取組を新たに始めました。その概要を紹介します。



### 1. 契約概要

- ① 受託者  
株式会社四門（司法書士、アジア航測株式会社と連携）
- ② 事業期間  
令和3年7月末 ～ 令和4年3月4日まで

## 2. 実証箇所

### ①対象市町村

秋田県大館市、岐阜県恵那市

### ②探索候補森林の概要

秋田県大館市

面積	所有者	登記記録	備考
1筆 352m <sup>2</sup>	A 単独名義で 所有権登記	明治21年に遺産 相続により取得	
2筆 1,546m <sup>2</sup>	B 単独名義で 所有権登記	昭和34年に贈与 により取得	住所は北海道斜里 町。斜里町には照会 していないが、登記 名義人の住所（番 地）が不明。
3筆 671m <sup>2</sup>	C 外18名の 共有名義で 所有権登記	明治42年に売買 により取得	C及び18名の登記 上の氏名、住所は分 かる。
4筆 3,220m <sup>2</sup>	D 単独名義で 所有権登記	昭和55年に相続 により取得	住所は新潟県新潟 市。新潟市には照会 していない。
5筆 2,214m <sup>2</sup>	E 外6名で 表題部登記		E及び6名の表題部 所有者の氏名以外は 不明。
6筆 2,895m <sup>2</sup>	F 単独名義で 所有権登記	昭和39年に相続 により取得	千葉県我孫子市に転 籍・転出を確認し、 探索を中断。
7計2筆 1,729m <sup>2</sup>	G 単独名義で 所有権登記	昭和37年に売買 により取得	
8計2筆	H 単独名義で 所有権登記	昭和37年に売買 により取得	登記名義人は平成11 年に死去しているこ

	989m <sup>2</sup>			とは確認。相続人の探索はしていない。
9	I 筆 518m <sup>2</sup>	I 単独名義で 所有権登記	昭和41年に贈与 により取得	青森県むつ市に転 籍・転出を確認し、 探索を中断。
10	I 筆 1,557m <sup>2</sup>	J 単独名義で 所有権登記	昭和50年に贈与 により取得	住所は秋田県秋田 市。秋田市には照会 していない。
11	I 筆 154m <sup>2</sup>	K 他26名の 共有名義で 所有権登記	O1を参照	法定相続分（遺産共 有）による登記が1 件あり。県外住所の 登記名義人が5名あ り。
12	I 筆 171m <sup>2</sup>	L 単独名義で 所有権登記	明治40年に売買 により取得	
13	I 筆 3,036m <sup>2</sup>	M 単独名義で 所有権登記	平成2年に相続 により取得	住所は東京都小平 市。小平市には照会 していない。

### O1

昭和55年 30名による所有権保存登記

↓

昭和60年 共有者1名につき、法定相続分（2名、2分の1ずつ）による  
相続登記 → 共有者が1名増え、31名に

↓

昭和63年 共有者4名の持分を他の共有者1名に移転 → 27名の共有に

※最後の登記記録は平成4年の相続登記。共有者5名を除き、22名は昭和55  
年に所有権保存の登記がされた以降、登記申請の記録なし

### 岐阜県恵那市

	面積	所有者	登記記録	備考
1	1筆 10,787m <sup>2</sup>	10名による 共有名義で所 有権登記	E1 参照	10名の登記名義人のうち 4名は生存、居住先を把握 済
2	計6筆 24,493m <sup>2</sup>	21名による 共有名義で所 有権登記	E2 参照	21名の登記名義人のうち 7名は生存、居住先を把握 済

### E1

大正2年 25名による所有権移転登記

↓

大正7年 共有者15名の持分を他の共有者10名に移転 → 10名の共有に

※共有者4名分については2～3次にわたって相続登記がされるもの、残り  
の6名分は大正7年の持分移転登記以降、登記申請の記録なし

### E2

大正2年 21名による所有権移転登記

↓

昭和11年 共有者1名の持分について、売買による所有権移転  
→ 21名の共有に変わらず

※共有者9名分については2～3次にわたって相続登記がされるもの、残り  
の12名分は大正2年の持分移転登記以降、登記申請の記録なし

## 第5回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和3年8月18日（水）13：00～15:55

【開催方法】WEB会議

【出席者】（敬称略）

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

野村 裕 そのみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 郡上市 農林水産部 次長兼林務課課長

片山健二 石川県 カガ森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

古平 明 新潟県糸魚川市 農林水産課 係長

渡辺千鶴 新潟県糸魚川市 農林水産課 主事

永井志穂 新潟県 林政課 副参事

保科 功 新潟県 糸魚川地域振興局 林業振興課 技術専門員

<林野庁>

箕輪富男 森林利用課 課長

川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画担当）

<事務局>

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、小川、井上

## 目次

【開催挨拶】	2
【1.当面の議題について（第3回からの継続審議）】	2
<資料1 当面の議題、前回までのポイント、今回ご議論いただきたい事項>	2
<資料1 各論②>	4
<資料1 各論⑤>	12
【2.特例措置活用へのケーススタディ】	15
【3.林野庁からの報告事項】	28

## 【開催挨拶】

中山課長補佐

皆様こんにちは。今年度2回目、通算で第5回目の検討委員会を始めたいと思います。私は、本日進行を務めます林野庁森林利用課の中山です。引き続きよろしくお願いたします。本日は委員の皆様方に加えまして、新潟県糸魚川市から古平係長と渡辺主事にご参加いただいております。加えて、新潟県林政課から永井副参事、同じく新潟県の糸魚川地域振興局から保科技術専門員にご参加いただいております。どうぞよろしくお願いたします。それではまず、植木委員長から一言ご挨拶をよろしくお願いたします。

植木委員長

少し気になるところは、先週から続いている九州中国地方の豪雨ですね。それによってかなり森林に被害が出ています。私が住んでいる長野県でも土石流が発生して、犠牲者も出たということでした。すなわち森林がこういった豪雨に対して万全ではないということですが、それなりに整備が行われることによって、減災の可能性は多少でも高まってくるということはあると思います。我々はこういった森林整備をどうやって地域ごとに進めていくかということがこれからの重要な課題として、認識しているわけですから、ガイドラインを作るため、今日の事例を踏まえて有意義な意見を是非出していただければと思います。よろしくお願いたします。

中山課長補佐

委員長ありがとうございます。それでは、林野庁森林利用課長の箕輪からも一言ご挨拶申し上げます。

箕輪課長

ただ今お話にあつたように、全国的に雨が多く降っております。この地域だから、また、いつのタイミングだからというのものもなくなって、こういう災害が、年がら年中また毎年のように起きていくという状況なのかと思っております。そういう中でやはり森林の整備をしっかり進めなければいけない、そしてそれは森林所有者が分かっていない地域においても、しっかり取り組んでいかねばいけないというのが大きな課題だと思っております。この委員会でガイドライン等を取りまとめ、そういう動きをしっかりと支援していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

## 【1.当面の議題について（第3回からの継続審議）】

### <資料1 当面の議題、前回までのポイント、今回ご議論いただきたい事項>

中山課長補佐

ご報告が遅れましたが、これまでこの検討委員会を担当していた係長の室

本が8月から人事異動で交代になりまして、後任に安藤が付いておりますので、どうぞ引き続き皆様よろしくお願ひいたします。それでは、資料に沿って進めたいと思います。本日お送りしている資料ですが、資料1はこれまでまでの議題をまとめている資料です。加えて、資料2はケーススタディということで、今回は糸魚川市さんにご登場いただきました。その後、最後に参考資料をいくつか付けております。今回の議題と関係することです。参考資料をいくつか付けておきます。今回いったところを我々から話しますけれども、間伐をどう考えるかとか、そういうところを我々から話題提供させていただきまして、また次の議論につなげていきたいと思っておりますのでございます。それではまず資料1をご覧ください。

資料1の1ページ目でございます。これは前回、前々回と同じ資料でして、この検討委員会をどう進めていくかというところのおさらいです。ポイントとしては、一番上にあります特例措置は、「所有者不明であるということ」を特別扱いするのではない」という点であります。その意味で中段の「バランスのよい判断の視点」を市町村の方に提供していただくということで、最終的にはガイドラインとして各論を深めていくとともにQ&A集や具体的な事例紹介というのも考えていきたいというところであります。

次に2ページ目をご覧ください。これも前回と変わっておりません。議題をどう進めていくかという点について、大きく特例措置の対象とする森林をどう捉えるかということで、「対象とすべき森林」の判断材料という点を各論①～③で議論していくということになります。そして、そういった森林でどういった経営管理をやっていくかというのが、この「経営管理の方向性」の判断材料というところになります。これを各論③～⑤で議論して進めていくというものであります。

次に3ページ目をご覧ください。これは前々回の、昨年度であります。第3回検討委員会のポイントということで、前回の資料に付けておられますものと同じものがございます。特に各論①と③について、おおよそ整理が進んだ事項であります。説明は省略します。

次に4ページ目をご覧ください。これは前回の検討委員会のポイントというところで、新しく整理した資料になります。大きく各論③と各論④についてまとめてあります。まず各論③、「所有者探索・同意取得の注意点」というところであり、特にここは、ケーススタディで議論していただくこと、前回鳥取県の若桜町さんと京都府の綾部市さんに事例をご提供いただいた、さまざまご意見をいただいた部分であります。登記名義人ですとか、相続人全員の同意を得る同意の範囲ですね、皆から同意を得るとすることが原則であります。実質的な所有者であるとか、代表者の同意をもって、全員の同意を得たとする考え方は妥当ではないかという点です。

ただし、このような考え方が許容される事案を示すことややはりガイドラインとして整理していくには意義があるということとございまして、これについて、引き続きケーススタディを重ねてまいりまして、許容される条件や説明方法などを検討してはどうか、としており、議論を継続していくこととしております。次でございます。登記名義人の所有者情報が不足している、例えば、地番情報もわからないというときは、公的資料からの探索は困難だということで、探索を打ち切るといふことを考えてよいのではないかとあります。やみくもにやらないで、所有者不明森林ということで対応すればよいのではないかとのご意見がありました。次に各論④の関係で「合理的と言える経営管理の内容」について整理をしております。森林を健全に育成維持するために経営管理を行うということ、その森林に合った施設を選択するのであれば、利益を伴う間伐や伐採量の大きい間伐でも合理的と評価できるのではないかとのご意見がありました。また、条件不利地で主伐をして林種転換を図るといふことも現実的にはあるだろうということで、これを管理行為として実施するということも考えられないか、という論点もいただいております。新規の検討事項として取り上げております。最後に、間伐はその内容によって法律的に見ますと、保存行為なのか、管理行為なのか、変更行為なのか、いずれにも該当し得る行為と言えるところもあるもので、同意取得の範囲と関連付けて、論点を整理を試みていきたいということと整理をしております。この関連として最後に、参考資料をお付けしているところとございます。以上、第4回検討委員会のポイントというところであります。

次に5ページ目をご覧ください。本日第5回検討委員会でご議論いただきたい事項ということで整理をしております。左側が「優先すべき」と書いておられますが、森林をどう選ぶかということ、右が「合理的」と書いておられますが、経営管理の内容が合理的だと説明できるものかどうかということ、関連して各論を①～⑤まで並べておられます。本日は、前回省略した各論②と各論⑤、市町村の立場、あるいは市民の考えから、優先すべき森林や経営管理の内容の判断をどのようにしていくかということとついて議論を整理していきたいと考えています。

#### <資料1 各論②> 中山課長補佐

資料1の6ページ目、各論①をご覧ください。こちらは次回以降にご議論いただきたいと思っておりますが、残った課題として下の方に記載しておりますのがゾーニングの話であります。参考となる事例を紹介しつつ、論点を整理していくということと、また次回以降にしたいと思っております。今回は割愛いたします。



次に7ページ目でございます。各論②の「対象とすべき森林」を市町村、市民の考えの観点からどう捉えるかというところであります。この内容については、昨年度の最後の第3回検討委員会、一度ご説明をしているところがございます。これまで委員の皆様からいただいたご意見を反映しながら、このような形になっております。まず上の四角囲いのところでございます。土砂災害ですとか、水害ですとか、住民、生活基盤を保全する。これはやはり第一の検討事項となり得るのだらうというところがございます。それが、市町村の方針ですとか、地域のニーズに応じては、産業振興ですとか地域振興ですとか、快適環境の形成ですとか、この所有者不明森林に限らないか、というご意見をいただいています。また2点目でございます。水源の貯留ですとか、快適環境の形成ですとか、この所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮される広域的な課題についても、積極的に対応していくのではないかと。そうしますと、なかなかどこから対応していくかというところもありますので、以下に掲げる考慮事項などから、優先順位を付けるというような方法もあるかということで、整理をしております。最終的には柔軟に判断できるとして、優先順位があった方が活用しやすいというご提案であります。まず一番左を見ていただきますと、「局所的課題」ということで、例えば、土砂災害の防止ですとか、そういった課題への対応という視点であります。これが災害の規模に関わらず対応するというところでよいのではないかと。これはあまり異論がないところかと思っております。またその被害の種類という観点ですが、ご意見をいただいた、人命への危機ですとか、住家の倒壊、インフラの寸断、田畑への土砂流入ですとか、被害の種類で優先順位を付けるということが可能かどうかというところはご意見をいただきたいところでもあります。優先順位を付けたいというよりも、どう考えるかというような観点です。次に、広域的課題というところで、水源の貯留や洪水防止といった観点でございます。これについては、所有者不明森林単体によって、機能発揮に直ちに影響がないというような課題に対しても、積極的に関与するということが可能とすればよいのではないかと。これを局所的課題との関係で行くと、局所的課題は常に優先される、広域的課題が常に劣後すると、そういうことでもないのではないかと。ということで、市町村の考えに応じて対応すればよいというような考えもあります。ここ被害の種類での優先順位付けをどう考えるかというようなところでもあります。その下に追加検討と書いてあります。とは言っても、ではどういう危機意識、基準で、災害が起こるかもしれないと認識すべきかということ、難しい部分があると思っております。例えば、各論①でご議論いただきました森林の物的状況、これから優先順位を付けつつ対応するというところで、差し支

えないと言えるかどうか、という点も挙げております。この点もご議論いただきたいと思っております。その右にございます、「産業振興」の観点でございます。これまで、委員の皆様のご意見を踏まえまして、これは目的の一つとして林業振興ということが可能であるということが前提だらうというところがございます。この場合にも森林管理の適正化を第一義的に説明できるということを前提にしつつ、この産業振興、あるいは地域振興への対応ということも行政運営全体の裁量として行い得るのだらう、あるいはその説明次第だらうというところで記載をしております。もう一つ、黒字で書いております所有者不明森林自身における木材生産もあり得るのかという点です。これもご意見をいただきたいと思っております。林業振興を可能とする限りは木材生産もあり得ることですが、下の公益目的と比べて順位を下げるというふうに整理をすべきかどうかというような点についてもご意見をいただきたいところでもあります。さらに右に行っていたらございます共有者あるいは地域住民の視点ということで、例えば、明確な意思をもつ一部の共有者がいることをもって優先順位を上げるという判断は一つあるのだらうということ。また地域から手入れしてほしいという要望、これを受けていることを踏まえて、その優先順位を上げるというような判断もできるのだらうということ。また、市町村の方針に従って優先順位を検討するということ。市町村森林整備計画等に定める方針に従って優先順位を検討するということ。費用を検討事項に加えるということ。これは可能であるとしたらということ。記載しております。これまでの議論から、安直にやりたいところからやると、そういったことは望ましくないのだらうということ。ご意見をいただいております。ただ、事務効率を考えると、これはあるのだらうというところで、市町村の方針ということを記載しております。以上、多岐にわたりますけれども、各論②については、対象とすべき森林を市町村、市民の立場、考えからどう対応していくかという点の各論ということで、ご意見をいただきたいと思っております。

#### 阿部委員

日本大学の阿部です。災害の話ということで、私ずつとこういう話をしてきましたから、ちよつとお話させていただきたいと思っております。今のところの一番左の局所的課題のところなのですが、最初に災害の規模という話がありまして、こういう森林に関連した災害というのは、やはり崩壊、山崩れですね。山崩れにも表層崩壊と深層崩壊があります。それから地滑りととか地滑りということになります。この規模を考えると、深層崩壊やはい一般的に皆さんご承知だと思います。しかし深層崩壊は森林の崩壊防止機能によって防ぐことができるわけです。しかし深層崩壊や地滑りになると、なかなか森林の機能では難しいと思っております。現在日本の人工林を

見ると、50年生、60年生とか、かなり壮齢な森林が増えています。今から30年、40年前は、幼齢林がたくさんあったわけで、そういう林だと表層崩壊が非常にたくさん起こりました。1回の雨で1,000か所とか2,000か所とか、すごく多くの表層崩壊が発生したわけですから、現在は森林が小さくなって壮齢林が増えたので、そういう表層崩壊というのが非常に少なくなっていると思います。今回の雨でも崩壊は起こっていますけれども、昔と比べて非常に少なくなっています。森林の効果というものが非常に顕著に表れていると考えてよいと思います。地滑りは地質的なものからかなかなか森林では対応できない。また、土石流は流域の上で崩壊が起こった場合に、崩壊した土砂が流動化して、渓流を流れ下るという現象です。崩壊が抑えられれば、土石流も当然少なくなります。森林に関わるのはやはり表層崩壊で、表層崩壊が発生するのはやはり幼齢な森林ということになります。幼齢な森林で、表層崩壊は非常に発生しやすいことです。森林を伐採した後から、10年生、20年生、ときには30年生くらいまで含めてよいのかなとは思いますが、そういう林で表層崩壊が起こりやすいということで、なるべくこの早い時期に1本1本の樹木を大きくしてあげて、壮齢な林に誘導してあげるということが一番重要だと思います。「規模に関わらず」という言葉があります。確かに規模は関係ないかもしれませんが、特に森林を考える場合には、森林で表層崩壊を防ぐことができるか、そのように言うことはなかなか難しいところは考えに入れておいてもらった方がよいと思います。次の被害の種類ですけれども、これは確かに優先順位というのは必要になって来るかなと思います。特に、山の斜面のすぐ下に住宅があるとか、集落があるとか、そういうところでは当然災害が起こってはいけないところなので、優先順位を上げて森林の整備を早く進めるといふようなことが必ず必要かなと思います。追加事項のところですが、最初の文章にあるように、「災害が起こるかもしれない」と認識すべきかとありますが、森林との関連で言えば、先ほども話したように、幼齢林での表層崩壊ということが直接森林の管理、経営管理と関わってくるので、幼齢林がたくさんあるところが非常に表層崩壊に対する注意というのが必要になると思います。壮齢林では表層崩壊の頻度は抑えられるので、幼齢林と比べてすごく低くなりますので、そういうことはあります。でも最近の雨の降り方は、今までにないような降り方があるので、表層崩壊が起きないとしても、深層崩壊が起きる可能性というものも非常に高くなってきているわけで、常に、山地斜面ではそういう表層崩壊、深層崩壊が起きるといふ危機意識をもっていないといけないと思います。そういう崩壊が起きれば、当然、その渓流沿いに土石流になって崩壊した土砂が流動します。当然、土石流の危険もあるということだと思います。後述事項最後の文章ですけれども、物的状況から優先順位を付けつつ対応するということよよいとは思いますが、お話ししてきたように、や

り幼齢林、あるいは間伐の実施が遅れているような森林を優先して、健全な林にもっていくということが必要なのかなと思います。以上です。

#### 中山課長補佐

ありがとうございます。森林で対応できる災害について、表層崩壊と深層崩壊、そこを切り分けて、さらに、森林整備による防止効果が高い表層崩壊を防ぐという観点で、幼齢林、壮齢林を分けて考えてというご視点でございました。ありがとうございました。

#### 植木委員長

阿部委員のおっしゃることはごもっともだと聞いておりました。そういう場合には幼齢林の表層崩壊をどうやって食い止めるのかということになるのですが、現在の我が国の森林では、幼齢林はかならずなくなっているという気がします。ただここで気を付けなければならぬのは、確かに表層崩壊、深層崩壊、あるいは土石流等を考えればその通りなのでしょうけれども、森林が壮齢林になったとしても手入れがなされないというよりは、土壌が流出する可能性のある森林があるわけですね。例えば、ヒノキの人工林などというのは、ほとんど手入れをしなければ林床は暗くなって、下層生もほとんどないと。そうすると土壌は流出して沢や川に流れてくるといふこともよくある。土壌生態系そのものが劣化してくるといふこともあるわけですから、ここではそういう点も含めて考えるのだろうなという気がいたします。また、土壌生態系の劣化が進むと、今度は水源涵養機能にも影響を及ぼしてきますので、いずれにしても、幼齢林はもちろんそうなのですが、壮齢林においても森林整備の意義というのは当然考えられるものですから、この「災害の規模」と言った場合と、「被害の種類」と言った場合と、ちよつと意味合いが変わってくるのかなという気がいたします。その辺を少し認識した上で使い分けをした方がよいのかなという気がしております。以上です。

#### 中山課長補佐

植木委員長ありがとうございます。そこは我々も表現ぶりでずとか考え方を整理していきたいと思えます。

#### 野村委員

ちよつと素人的な話かもしれないですが、思うところを若干述べさせていただきます。このようにして制度を利用する、費用をかけて何かをやっていくというときに、マイナスを取り除くということが、分かりやすい目的としてはあると思います。災害というマイナスの事象が起らないために、必要な費用をかけて手入れしていくということも当然有効だと思います。ただ、森林経営管理法の最終的な目的は何かというと、災害防止だけではなく、林業の振興、それによって事業者が維持され、それを通じて結局日本の森林がよい状態に保たれる、そういうことだと思っております。何が言いたいかというと、費用をかけて維持していくというより、林業全体が好循環になる、林業がプラスを生み出す産業になり、お金を生み出すも

のようになっていくということが本当に望ましいことだと思っています。危険な場所を守るためにこの制度を使うだけではなくて、この先が素人の考えなのですけれども、例えば、何か付加価値の高い木材を産出しやすい条件がそろっている場所や、伐採・手入れがしやすい、コストがかからない場所があるのだけれど利用されないとか、この制度を使うことによって、よりよい林業、より収益が上がる林業が実現できる場所が特定できるのであれば、そういうプラスの生み出しやすい場所に対して制度を活用していく発想もあってよいと思うのですね。これが産業振興等という方に入ると思うのです。普通にこの議論をしていくと、災害防止みたいな方に自然に話は及ぶと思うのですが、それと同時に何かプラスを生むための選定という可能性というものを選択肢として示しているって、実際そうだったところがあるのかどうかといった、そういう発想で制度を利用できますよ、というところを見せてあげるとよいのかなと感じておりました。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。産業振興のところも特にそういう所有者不明森林自身の木材生産もあり得るのかなというところで、前向きなよりプラスになるようなやり方、経済の好循環という観点での活用もあるのだろうというところでご意見をいただきました。ありがとうございます。最後に書いておられますが、公益目的の順位付けみたいな話は局所的な部分をどう判断するかとか、全体的な方針でどう捉えるかということでも変わるのかなとは思いますが、重要な観点として、その木材生産という点での活用をより後押しするという側面も、このガイドラインの中に盛り込むとよいのではないかとこのところだと理解させていただきました。河合委員いかがでしょうか。特に市町村の方針の部分ですか、そういったところでご意見をいただけたらありがたいなと思います。

河合委員

やはり災害防止というようなことは、優先順位が高いところに来ることとは当然かと思っております。他の市町村の方々のお話を聞いていますと、木材生産を目的に経営計画を立ててある周辺を意向調査して、将来的に森林組合や事業者が森林経営計画を立てて木材生産してもらおうというような方針でやられているところもあるとお聞きしたこともあります。最後に市町村の方針と書いてありますけれども、市町村が災害を優先するのか、林業振興も進めたいのだから、そういったことを地域の人々や所有者の意向とかを聞きながら、ある程度市町村としての方針を明確にすることによって、どこから手を付けるとかということの判断もしやすくなるのだろうなと思っております。郡上市は、災害を優先にして取り組んでいきますけれども、今ウッドショックで木材価格も上がっておりますので、いろいろな森林関係の会義がありまして、森林づくり推進会議といっている意見をいただくところなのですが、その中では木材生産をするためにも、

環境保全森林ばかりではなく、木材生産林というところも含めて一体的に意向調査をやって、木材生産ができるところは森林組合や事業者に預けていくべきじゃないかという、そういう意見もいただいているところですよ。

中山課長補佐

ありがとうございます。河合委員、特に市町村の方針のところを書いておられます。市町村の事務量、あるいは費用、こういったところをやる一つの材料として考えるところについては、現実的にはこういうことなのだろうなとは思っているのですけれども、郡上市においてはこの点についてどう思われますか。

河合委員

事務量もそうですけれども、費用面ですね。森林環境譲与税は来年度増えますし、また、令和6年にはマックスになるのですけれども、郡上市は、全国的に見てもたくさんもらっている方なのですが、それでもやっぱり何から何までやろうと思うと全然足りないというような状況が、最近分かっていますまして、優先順位を付けてどこからやるのかということを明確にしていくことが必要かなと思います。木材生産ができるところは、森林組合、事業者にお任せするというのが一番よいのかなかなとは思いますが、民間の事業者ですとなかなか自前で事業地を確保するのが難しいということもございまして、そのようなところで所有者の意向調査みたいなところを手伝ってやるのか、そういったことも今後必要になってくるのではないかなとは思っています。郡上市のような面積の大きいところはたくさん森林環境譲与税が付くわけですから、それなりに意向調査をやるのもそうですし、特に郡上市は境界がほとんど分らないというか、地籍調査がほぼ皆無に等しいので、意向調査をやった後に境界の確認とか、測量とか、そういったものに相当費用がかかるのです。パワーもいりますし。そういったところでも、地籍調査がほぼできてきているようなところは、費用的にも大分助かるのだからいいかなと思います。費用面としてはやはり森林環境譲与税があっても十分ではないなという、そんな気はしております。

中山課長補佐

ありがとうございます。確かに特に市町村管理をどんどん進めていこうとする、森林環境譲与税だけだと足りないという声はお聞きしております。まさにそこはその範囲内でできることをやっていくというのが、一つ現実的な判断だと思っております。どうもありがとうございます。片山委員にもお聞きしたいのですけれども、この共有者、地域住民から手入れをしてほしいという要望を受ける、その優先順位を上げるということは、一つ現実的な手法として森林組合でも同じような状況かなと思っておりますが、いかがでしょうか。

片山委員

野村委員からプラスを生み出すようなところを優先的に、という話がありました。我々森林組合としてはそのように実施しようと市町村にお願い

して、どちらかというとして森林整備をしています。それも、利用間伐や皆伐といった材を出せるようなところで、ある程度所有者の同意が得られて、要望があるところを優先して実施しましょうと、モデル的にやり始めました。財源的にも限りがある中で、それなりの優先順位を付けていかなければなりません。特に、市町村は優先順位を公に理由付けしなくてはならないので、地元や森林組合の思い通りのところばかり実施するわけにもいかない気がしました。先日、災害が起きると想定されていない場所で、大きな災害が起きました。今までこんなところで災害が起きないだろうなと思っていたところで大量の土砂が抜け、田んぼに流出し、降雨の度に流出しているという状況です。石川県の場合は、県の森林環境税で強度の間伐をやったりしたので、あまり災害が起るようなところはないなという印象でしたから、どちらかというとして、経営的に成り立つような場所を優先的に市町村にお願いで実施していたんですが、つい最近の災害が起きたことを受けてやはり優先的にやらなくてはいけないだろうと感じています。特に、森林環境税などの公の税金を使って整備をするということでは、災害が発生したらそこを優先的に、もしくは周囲に同じような状況の森林を優先的にやらざるを得ないのではないかと思います。今は、災害が起きた周囲の場所を次の場所にしなければならぬのではないかと、市と検討していかなくては思っているところです。

中山課長補佐

ありがとうございます。災害や産業振興の観点、最後にはバランスよく記載していく必要があるのかなと思います。一方で片山委員がおっしゃったように、整備に使う財源である森林環境税と税のことを考えていくと、災害防止の観点は一つ重要なポイントであると感じております。概ね、各論②に記載されております内容と大きくかけ離れたご意見はないと思っておりますので、いただいたご意見を添え込ませながら整理をしていきたいなと思っております。品川委員、いかがでしょうか。

品川委員

災害防止が目的の第一に掲げられるようになったその議論の経緯というのは、私が委員会の初めの時点で森林経営管理法の目的として、自治体のいくつか、災害防止目的ではないという認識を持っている自治体があるという発言をしまして、そのことがきっかけだったように思います。ガイドラインには、ガイドラインに記載がなければ自治体はこういう方向に自然に流れていってしまいがちだから、敢えて旗を振ってこっちの方にも注意を向けてもらわないと困るよね、という目的もあるかと思えます。目を向けてもらうための出し方という点にも注意を払うということかかと考えております。資料1の4ページ、第4回検討委員会のポイントの資料の各論③関連の「・」三つ目の最後のところですが、これだと典型的な裁定に持ち込めば割と簡単に裁定が下りるところですので、書き方としては、「探索を

打ち切ってよい」というのではなく、こういうところでは積極的に裁定の申請をしましょうなど、そういう書き方がよいという印象をもちました。

「労力や費用を検討事項に加えることは可能である」と書いてしまおうと全部これを理由にして手間がかかることを市町村がしなくなってしまう。私の聞くところだと、こういう市町村も多いようです。書き方の問題だと思えますので最後に気をつけて調整していただけたらと思います。

## <資料1 各論⑤>

中山課長補佐

ありがとうございます。それでは、各論③につきましては、このあとケーススタディで議論していきたいと思えます。

次は9ページ目の各論④ですが、こちらは次回以降に議論していきたいと思っております。議論は出そろっておりますが追加検討ということで、林種転換の話など議論していけたらよいと思っております。

次は10ページ目の各論⑤です。こういった経営管理の方向性の判断材料を市町村、市民の考えからやっていくかということ、各論②から被るところがありますが改めて各論⑤で議論させていただきたいと思えます。まず、市町村が取り組みやすいところから進めるという考えをどこまで許容できるかという点、また、住民や事業者の意見を聞きニーズに応えるとした場合、どこまで対応をしていくか、市町村がコストや費用対効果を意識することになるが、どこまで負担してでもやるべきかということで、先ほどの品川委員からの意見がありますけれどもこういうところで各論⑥は提示しております。まず、市町村の考えが大きく二つあります。資料の一番左と一番右に記載しております。まずは、市町村の考え、取り組みやすさといった観点での論点はどうかということ、以下の①～④に該当するならば積極的に対応したかどうかということと提示しております。まずは、①確知されている所有者が多く、不明な所有者が少ない。②探索や合意形成において、確知されている共有者の協力が仰げる。③対応を望む共有者が多い。④意向調査を実施している地域であるなど、市町村が事務で関与している。こういったことに該当する場合は、積極的に対応したかどうかという点になります。逆に①～④に該当しない、または複数が該当しない場合など、事務的負担が比較的大きいと考えられるものは対応を見送ることとするのは不合理かどうか、といった観点であります。次は一番右の市町村の考え、費用対効果といった点であります。一般的な森林の健全性が確保できることを前提に、以下の費用対効果について考慮することは妥当か

どうかということ。コストを低く抑えるため、切捨間伐や列状間伐を選択する。市町村のコスト負担を抑え、林業経営者が対応できるよう、経済性を追求した内容とする。取り組むべきと認識しつつも、コストが高いため取り組まないとする、という点です。そういった市町村の考え方と合わせて、住民のニーズ、事業者のニーズがあるだろうということで整理をしたものが真ん中にあります。住民のニーズとして、住民から安全・安心な生活を確保してほしいとのニーズがあり、市町村が必要を理解できるものは積極的に対応する。また、住民から快適な生活環境を提供してほしいとのニーズがあり、市町村が必要を理解できるものも対応すればよいのではないかと。住民からニーズがあるものの、主観的なニーズであると感じられ、市町村が客観的に必要性を理解できないものは見送る。次に事業者のニーズということで、事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの、所有者不明森林の資産価値が向上するものなどは積極的に対応してよいのではないかと。不明所有者がデメリットを回避できるもの、資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずにすむ等も対応すればよいのではないかと、また不明所有者のメリットが薄く、事業者が一方的なニーズによるものは、対応を見送る、といった考え方があろうと思うています。最終的には市町村の考えと、住民のニーズ、事業者のニーズを組み合わせて判断をしていくことになると思います。こういった市町村の考えが許容されるか、合理的か不合理かといった部分、また、住民のニーズ、事業者のニーズへの対応としてこういった考え方が妥当かどうか。といった点で委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。

植木委員長

話向の補認ですが、市町村の考え、費用対効果の「ii.市町村のコスト負担を抑え、林業経営者が対応できるよう、」とありますが、「林業経営者」というのは何を指しているのでしょうか。

中山課長補佐

これは、施業を行う事業体のことを指しております。

植木委員長

事業体ですね。分かりました。ありがとうございます。

中山課長補佐

コスト負担、費用対効果のところですが、先ほどコメントに書かれておりますように「取り組むべきと認識しつつも、コストが高いため取り組まないとする」という点は、先ほどの品川委員からの御指摘を踏まえれば表現の工夫が必要かと思えます。ただ、現実的にはお金がないとできないといった点がありますので、こういった観点があるだろうということで記載しています。

品川委員

各論⑤にある内容について、これはこれで素晴らしい内容だと思っております。

ます。要するに組み合わせ次第で、きちんと説明ができるといことが重要であるわけ。林野庁であればこういった細かい要素を比較衡量され、バランスのよい結論が出て合理的な理由付けをしながら導かれていきますが、市町村になった場合にどうかという、やはり簡単な結論に流れる、簡単に判断したい、悪い言い方をすれば安易に流れます。何とか自分たちに簡単に判断させてくれというなかで、いろんな要素を考慮して丁寧に判断してください、一つひとつ段階を踏んで、合理的な判断過程を経ているのであれば、それはそんなにまずいことではないのですよ、とそこを説得するわけです。一つひとつの森林経営管理計画、権利に対応して、なぜこう判断したのかを、不明所有者の被る不利益と、デメリット、例えば山地災害や林業生産、それぞれの被る不利益と、デメリットをとって陰を描いていったのかということをしきりと説明できるようにしてくださいねと、そこは説得する必要があります。おそらく市町村は、レジュメの表も3点とか5点くらいにして簡単に書いてとやうかもしませんが、そこのとところで粘り強く説得していくことが必要だと思えました。

中山課長補佐

ありがとうございます。なかなか難しいところ、あまりにも難しい内容になると、逆に活用も進まないというなかで、一方でしっかり説明ができれば迷いなく使っていたいただければよいのだ、というようなメッセージをどう伝えるかといった点は、私も各論をご説明していただいて思ったところ。河合委員、住民のニーズや事業者のニーズも踏まえながら、実際問題市町村のやりやすさ、取り組みやすさ、という点を踏まえてこういった内容かどうかということをご意見いただきたいと思うのですが。

河合委員

そうですね。品川委員がおっしゃっているように、やはり市町村の職員はやりやすい方へと流れてしまうことが多いかなと思います。今、おっしゃったように、いろいろな条件を加味しながらやっていくべきだろうなと思います。市町村が考えていることで取り組みやすさですとか、費用対効果と所有者が判明しているかどうか、費用的にどうかということがありますが、そういったものも見ながら、間にある住民のニーズ、事業者のニーズ、生活の安全や安心それから事業者の方も利益が上がるとかそれによって所有者に還元されるわけですから。そういったものを計りながらやっていくべきかなと思います。所有者が不明なところはたくさんあるのですが、それで取り組まないでも土砂災害が起こって、その地域に住んでいる方々に被害があるということがあってはいけない。全くゼロにはできないところですが、できるだけ災害が起こらないような方法をとることが市町村として大事なことだと思います。費用面とかを考えた場合にはなると思いますが、何を一番最初に考えるのかということだと思います。そういった点からすると、住民のニーズなどがあってそれに沿えるように、

所有者不明であれば調べるとか、分からなければ特例措置も検討してみる、費用面からしてもどういった方法なら一番効率的にできるのかといったことも考えていくべきなのかなと思います。

中山課長補佐

ありがとうございます。なかなか取り組みにくくても、住民のニーズでとか、災害防止ですかそういう部分を考えれば、やる必要があるところはやる必要がある、何を一番に考えるかということでご意見いただきました。やはり画一的には決められないということで、各地域に判断していただくことになりましたけれども、この部分は各論②と重複する論点はありますので、混同しないように整理をしていきたいと改めて思っています。

## 【2.特例措置活用ケーススタディ】

中山課長補佐

それでは、各論③の関係ということでケーススタディに移っていききたいと思います。まずは資料2をご覧ください。概略をご説明させていただきます。糸魚川市さんあるいは、新潟県より補足説明のあと、委員の皆様よりご意見をいただきましたと思います。

資料2の1ページ目でございます。糸魚川市の概要ということで、糸魚川市には、約6万4,000haの森林があり、私有林人工林は約9,000haあるが、人工林率が2割という状況です。全国ベースですと4割ですので全国ベースよりは低いことが特徴です。糸魚川市が森林経営管理制度を優先的に取り組む地区を選定するにあたって、地区への聞き取りを行ったことが特徴的だと思います。モデル地区となった大野地区においては地区住民の反応がよかったということで選定されているということです。

次2ページ目であります。大野地区における取組状況です。令和元年度に意向調査を実施した後、現地調査や所有者探索を行い、令和3年6月に経営管理権集積計画を策定済みでございます。下の写真を見ていただくと、水色囲い、黄色囲い、赤囲いの3種類の部分で、集積計画が策定されています。策定にあたっては、宛所無しなど、所有者の所在が不明であった森林については、市内部で戸籍謄本や住民票を確認するほか、他の市町村にも公用請求し、所在を把握されていたということです。しかし、1筆1名分の森林、写真ですとオレンジの囲い部分については、所有者の所在を把握できず、経営管理権集積計画の策定を断念されているという状況です。

次3ページ目をご覧ください。所有者不明森林への対応状況ということで、所有者の所在が判明しなかった森林は、明治21年に所有権保存が行われたA氏の単独所有という状況でした。A氏の登記簿上の住所が、旧大野村で

15

止まっており、字名や地番が不明であったということでもあります。他方、林地台帳においては、過去の林務部局で把握した情報が載っていたということ、それによると所有者はB氏でした。A氏と同姓であるが、相続人かは不明という状況で、記載があったものの、地番の記載が欠落している状況です。そこで、税務部局に固定資産税の納税義務者を照会し、B氏の所在地と思われるところを把握したけれども、宛所無しで返送がきたという事です。住民票の取得を試みましたが、住民票の除票の保存期間が過ぎていたためか、取得できなかつた。戸籍やその附票も同様の状況であります。

次は4ページ目です。市が行いたい経営管理の内容ということで、先ほど写真を見ていただくと、大きい水色のエリアがあるのですが、そこに囲まれた1筆地が不明ということでした。水色の部分はスギ等の切捨間伐を行い、手入れ不足の状態を解消するという事です。周囲の大半の森林で手入れができるので、所有者不明森林の手入れを行わないことで悪影響はすぐに生じるものではありませんが、一体的に手入れをすることが望ましいということ、そこだけ除外して整備することも苦勞するという状況です。

5ページ目から「検討委員会でご議論いただきたい事項」でございます。今回糸魚川市の事例で論点を大きく3つ整理させていただきました。まず、一つ目、ご議論いただきたい事項として、今回のケースは、登記名義人Aの所在を把握する方法がなく、林務部局や税務部局が保有していた所有者と思われるB氏の所在もつかむことができなかった。当然に、BからAを迎えることも困難であり、AとBの関係性も不明。そのため、A及びその相続人を確認できなかったため、所有者不明の特例措置を活用できなかったと思うのかという点です。2点目として、当該所有者不明森林は、わずか29㎡であり、周囲での手入れが実現されるので、そのまま手入れを行わなくても、差し当たりの支障はないとも考えられるが、体系的な管理の必要性から積極的に対応していくという考え方はあつた場かという点です。仮に必要性に乏しいという判断があつた場合には、例えば、今回の森林が松林であり、松枯れの被害が生じ、または被害の温床となる可能性がある場合は、積極的に対応を進めるという考え方をしたいが、どのように考えるかという点です。最後4点目になります。今回のように所有者の全員が不明な場合において、県の裁定手続が必要となってまいります。林野庁の運用通知については下に記載しているような内容となっております。市町村が新潟県に申請するにあたり、用意すべき資料にどのようなものがあるか、また、新潟県が裁定するにあたり、判断基準として留意すべき点は何か、といった点についてご意見をいただきたいなと思います。ここまでのところ糸魚川市さんから捕足

16

が、そこで裁定委員会に入っている弁護士等は松枯れ被害って何？ということから始まっていきます。ですので、そこで十分な資料を付けて説得していくことになろうかと思えます。ある程度の資料をきちんと付ければ納得してOKを出してもらえないはずですので、そのようにしていたら良かったと思います。一方、新潟県が内部で裁定するにあたっては、留意すべき点は所有者探索をきちんとやったかということで、市町村は軽く考えがちなところがあるので非常に怖いなと思っています。万が一きちんと相続人探索や所有者探索を、言ってみれば裁判手続きでやるようになさんと相続した手続きをとらないで安易に進めてしまった場合、野村委員のご意見も伺いたいですけれども、揉めた場合は完全に負けてしまう。取り消すべき行政行為ではなく、無効の瑕疵があるのかなと思います。私はそこを強く懸念しますので、そこところはしっかりと、資料を要求して裁定手続きに入ってから追加資料を要求して審査していくことが必要だと思います。

どうもありがとうございます。野村委員コメントお願いします。  
 中山課長補佐  
 野村委員

そうですね。本件は特例措置を活用できる事案だと思います。品川先生がおっしゃったこと自体はその通りで、この裁定の中身というのは、私の認識では、基本的には、権利関係を前提に裁定するというものだと思いますので、そういう意味では正しく手続きに従ってやっているのか、条件を満たしているのかということをご判断いただくのかなと思います。本件は、所有者不明・確知できないということを審査する、その適用条件が満たされているかの審査を都道府県でしていただくことと思います。本件の事案というのは、相続人の調査ができないというより、最初の一人、権利者となつている人自体が分からないという事案なので、比較的判断はしやすい事案だと思うのです。ですが、林地台帳や税情報を見たけれど、これに該当する人がいない、ですとか、そもそもここに書いてある地名自体、存在しない地名が書いてあるとか、そういった点を資料等で示されていれば、判断可能な事案なのかと思います。過去にはこれをどこまで調査するのかという問題があつて、「では現地に行つて聞き込みをして、その結果に基づいてやるのか」みたいな議論もあるわけですけども、一応、立法時の議論では、フィールドワークをして所有者や相続人を探索するのをマストとするのではなく、公的な資料、客観的に入手可能な資料というものを調査して、そこで足りるとするのが大きな方向性です。ここでの資料が「まだ不十分だ、まだ不十分だ」という形で安易に「地元の人からの報告書を出してください」というような方向に走らないことが求められるのかなとは思っています。

ありがとうございます。公的資料で確認できる範囲で手続を踏んでやっただろうかというところが一つ重要なところだということ意見ありありがとうございます。  
 中山課長補佐

的にお話をいただければと思います。

糸魚川市渡辺主事  
 糸魚川市の渡辺と申します。今回、ケーススタディで所有者不明森林といたうことで取り上げただのですが、今後、代替わりや相続しないなど所有者不明森林が増えることを懸念して課題を挙げさせていただきました。

中山課長補佐  
 ありがとうございます。それでは糸魚川市の取組の内容とご議論いただきたい事項についてコメントをいただければと思います。

品川委員  
 検討委員会でご議論いただいたきたい事項ということで上から順に申し上げたいと思います。一番上、「今回のケースでは特例措置を活用できたとするがよろしいか」というご質問に対しては、特例措置を活用できるケースだと考えます。是非、活用していただきたいと思っています。2番目に行く前に、「新潟県が裁定するにあたり」ということで、新潟県では裁定はどのような形でやる予定でしょうか。裁定委員会を設置して、弁護士等を入れる予定でしょうか、また内部で部署を設けて裁定を実施するという果もあると聞いておりますが、新潟県はどうなのでしょう。

新潟県永井副主事  
 新潟県農林水産部永井と申します。昨年度より糸魚川市からこういったケースがあるといったお話をいただいていたものはいたもの、過去にも全く対応したことがないため、県としてもどのように対応してよいか何も決まっていません。法律には裁定するところなのですが、具体的な運用の方法も不明で、国に聞いたり、他県に似たような事例があるが情報収集をしたりしている段階で、品川委員がおっしゃったような取組が全くないものですから、この場をお借りして逆に参考にお伺いしたい状況です。

品川委員  
 それでしたら、仮にですが、裁定委員会を設置してその中に弁護士、司法書士、土地家屋調査士など、森林のことに詳しくないが法律や地図には専門であるという人が入っているものと想定してお話しさせていただきたいと思います。2番目の「一体的な管理の必要性から積極的に対応していく」という考え方はあつてよいか」という事項について、この考え方はあつてよいと思えます。裁定委員会では「必要性は何ですか、具体的に言つてください。」といった質問が出るかと思えます。そうすると、境界を明示しなければならぬのが手間だなと思つたとか、伐採木が倒れこんだりしないよう注意しなければならぬから手間だなと思つたとか、そういうお答えをされるかと思えます。それをどういうふうに受け止めてくださるか。最終的には認めていただけたらと思います。そういう前提で積極的に対応していただけてくるかと思えます。そういう前提で積極的に対応していただけてよろしいかと思えます。必要性に疑問が呈された場合、例えば松枯れ被害が生じ、温床になる場合があるというなら必要性がある場合だと思います

います。そうしますと今回の事案の場合は、比較的、委員お二人からいらした  
だきましたご意見では、比較的判断がつきやすいような事例として現実的  
にはいけないかというご意見をいただきました。どうもありがとう  
ございました。永井副参事いかがでしょうか。

新潟県永井副参事

そうですね。いろいろ資料を見た上で、今まではどちらかというところ、森林  
整備の必要性がきちんと提案されているのかとか、経営管理権の必要性和  
かい方が重点的になるのかなと、森林法など似たような制度を見ながら  
思っていました。そうではなくて、所有者探索がきちんとされているのか  
という部分がマストなのだということが今分かってきて、想像以上に果に  
も責任が発生するのかもしれないところですね。非常に参考になりました。あ  
りがとうございます。

中山課長補佐

ありがとうございます。ある種、経営管理をやるか、その必要性について  
は市町村で判断をしていただいた上で、県で法律に則った手続きが行われ  
たかをより見るというところかなというところで委員にご意見をいただ  
きました。そこが一つポイントであるといったご意見をいただきました。  
ありがとうございます。糸魚川市さんいかがでしょうか。

糸魚川市渡辺主事

公的な資料とかをそろえてみると、裁定、特例措置が活用できると聞いた  
のですけれど、個人的には、特例措置を使うというのが、ちょっととハード  
ルが高いと感じているところがあります。その辺りを考えていかなけれ  
ばと思っているところです。

中山課長補佐

ありがとうございます。そうですね。そのハードルの部分を、この検討委  
員会の議論の成果として、下げるというか、参考となる部分を出していき  
たいと思っております。どうもありがとうございます。

次の6ページ目に進めさせていただければと思います。今回の大野地区で、  
相続財産法人となった森林があったということで、これについて、相続財  
産管理人が選任され、その後、新たな所有権の帰属先が決まったという事  
案があり、最終的には新しい所有者と合意形成を図って経営管理権集積計  
画を定めるに至った、ということでもあります。他方で、今回の糸魚川市の  
ように、相続財産管理人が選任されているところは稀なのかなということ  
です。相続放棄された森林や相続人のいない森林が相続財産法人として、  
一向に清算に向かわないということ、いわゆる宙に浮いた状態で手入れ  
不足になっているケースも多々あるのではないかと考えております。現行  
民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、経営管理権を  
市町村に設定するというような新たな権利関係を構築することは想定され  
ていないのかなということ、その相続財産の保存を目的とした管理制度

もないと考えられますけれど、市町村が相続財産法人たる森林の手入れを  
行いたい場合は、どのような対応があるのかという問いでございます。  
また関連して、令和3年4月28日に公布された改正民法において、保存型  
の統一的な財産管理制度が始まるということになっております。この管理  
人の下で、経営管理権を設定し、市町村が管理をしていく、というよう  
な運用があり得るか、というようところで、論点を提示させていただきま  
した。この関係で品川委員何かコメントいただけますでしょうか。

品川委員

上から三つ目の「現行民法940条による相続放棄をした者による管理の継  
続には、経営管理権を市町村に設定するというような新たな権利関係を構  
築することは想定されおらず、相続財産の保存を目的とした管理制度も  
ないと考え」というところなのですが、個人的な見解としては、940条に  
よる相続放棄をした者による管理の継続は、「自己の財産におけるのと同  
一の注意義務をもって管理せよ」なので、経営管理権の設定自体は可能で  
ないかと解釈しております。その設定するという権利関係の構築に意識  
を持っていくのではなく、そこで何をやるのかという場合に、それが相続財  
産の保存、維持、あるいは多少なりともいい状態にもっていく、変更に至  
らない、よい状態にもっていくということであれば、それは保存行為で  
るので、保存行為として経営管理権を設定するということであれば、十分、  
940条で可能かなと考えております。ただそこで、不安だからやはり財産  
管理制度を使っていくという考え方はありだと思います。財産管理人に  
やってもらえば、一層安心ということにはなるかと思いますが。  
相続財産管理人は、民法改正で、新しく「相続財産清算人」という言葉に  
なるように運用は十分あり得ると思います。経営管理権を設定してい  
くという運用は十分あり得るかと思います。経営管理権を設定すること  
について、市町村が利害関係人となり得るかについては、私はでき得ると思  
います。これについて確定的なことを言い切っている資料というのはなか  
ないかと思いますが、私はそのように解釈しております。

中山課長補佐

ありがとうございます。これは関係資料として品川委員からいただいた  
資料もこの関係でしょうか。

品川委員

そうですね。

中山課長補佐

ありがとうございます。品川委員のご見解については、940条の相続放棄を  
した者の管理の継続という点では、自己の財産と同一の注意義務をもつて  
やるということ、保存行為という点では一つ可能なのではないかとい  
うところであります。そうなるのと経営管理の内容として保存行為と言え  
るような内容にしないといけないということもセットかなということ、  
その保存行為といえる経営管理の内容はなにか、ということもまた一つ



考えなければいけない点としてはあるのだろうかなど。

品川委員 「保存」という言葉にとらわれるのではなく、「自己の財産におけるのと同一の」ことをやると。「善良な管理者の注意義務」という概念がありますが、「自己の財産におけるのと同一の注意義務」という概念はその対概念になります。「善管注意義務」より、「自己の財産におけるのと同一の注意義務」の方がラフな判断なのです。ざっくりとしているのです。そのように理解していただいで大丈夫です。

中山課長補佐 ではある程度、判断の幅があると。

品川委員 あります。

中山課長補佐 ありがとうございます。そうなると、相続放棄された森林については、相続放棄をした者の同意があれば一つ道としてはあるかなということでしょうか。

品川委員 はい。私としてはそう考えます。

中山課長補佐 ありがとうございます。この財産管理制度にしても、市町村がその必要において、経営管理を設定ということですので、利害関係人として財産管理人の選任を申請してもいいけるというような理解ということでしょうか。

品川委員 はい。そのように考えます。

中山課長補佐 ありがとうございます。品川委員にはかり話をふってすいませんでした。もし何かご質問ですとかも含めて何かあればと思いますけれどももまたかありましたらお願いします。ごさいませんようでしたら、次の7ページ「ご議論いただきたい事項③」に進んでいきたいと思ひます。

品川委員 でしたら私が準備したレジュメで説明させていただきます。(品川委員提供資料説明提示) これは何のレジュメかと申しますと、私がいろいろなる果をまわって、市町村研修の講師として財産管理制度の説明をする際に使っているレジュメです。まずは、土地改良事業の換地処分において、相続財産管理人を活用した事例です。土地改良事業で不整形の土地を整備してきれいな形にするというのが、土地改良区がやっていることなのですが、まず、不整形の土地である「田A」というところが所有者不明の土地です。結果どうしたかという、Aの持分をなくして全部Bが引き受けるという形にした。これはおそらく、申立人は、土地改良区だと思ひます。他にいなかろうと思ひます。土地改良区というのは一つの公的団体ですよね。土地改良区が利害関係人として申立てをして、相続財産管理人が付いて、Aの所

有権をゼロにして全部Bに渡した。Bに渡す時に清算金をもらえますから、その清算金をもらって、相続財産管理人には通常弁護士がついているので、その報酬に充てるといった形をとったものだと思ひは認識しております。次のページをお願いいたします。

土地改良事業における財産管理制度の活用事例ですが、これは申立人が土地改良区理事長になっています。それから、区画整理したいという目的は、充分利害関係の要件を満たすものと思ひます。ただこれを弁護士に相談すると、弁護士は自分の経験からものを言いますので、「モノを処分したくて、ただほしいとか、いらぬとかそんな理由で利害関係人になれない」と言う弁護士もいます。そのことはあとでまた説明しますが、とにかく、公益目的である、これ以外に方法はないではないか、ということであればやってみるといったことが重要だと思ひます。却下されたところで大したことではないのです。3枚目お願いします。

「所有者の所在の把握が難しい土地に関するガイドライン+事例集」が発売されていますが、これには、自治体が利害関係人として申立てを行っている事例がたくさん掲載されております。事実上、申立人の希望する事務だけを行うためなることは十分可能です。また、スポット運用と申すので、これが、財産管理人を選任することを、スポット運用と申すので、今、非常に必要な制度と言われている。今回の民法改正で、もう少し明確に制度化されるかと思ひましたが、そこまでは至らなかつたのですが、裁判所の運用の方向としては、スポット運用を認める方向に行っていると思ひます。ですから市町村に果敢にチャレンジしていただきたいと思ひます。次のレジュメをお願いします。

申立てをするときに、帰来可能性の低い不在者の財産管理という制度趣旨と、森林経営管理制度の趣旨を、うまく結合させて申立書を作成する。やはり申立書の本身は「公益」だということを強調することが重要で、資料を少し読んでいきます。「不在者財産管理人、相続財産管理人は不在者の法定代理人の地位にあります。不在者の利益保護のために、不在者の財産を「管理」することを義務としながら、間接的に利害関係人の利益も保護することにになります。不在者の利益保護を第一義とするとは言え、不在者の帰来可能性が著しく低い場合にまで、不在者が帰来した場合の利益保護を最優先に考へるというのが仕事ではありません。なぜなら、不在者財産管理制度は、不在者と利害関係人の円滑な法律関係の形成を阻害する都合を除去する、ということも、その目的にしているからです。」不在者の帰来可能性が低い場合には、不在者がいたならどのように財産管理することを希望したかを念頭に、不在者財産管理人の職務終了までにかかる費用や、通常の利活用方法、不在者が死亡した場合の推定相続人の希望など

も考慮にいれて、事務が処理されていくはずであります。この考え方から先ほどのように、「どうせ不明で帰ってこないのだから、この農地は近所に住んでちゃんと農業をやって田畑を耕してくれるBさんにあげてしまおうがよいだろう」と、相続財産管理人も裁判所もそのように考えたから、先ほど紹介した事例のような処理がされたということだろうと認識しております。次のレジュメです。

「清算人選任申立書」の例からご説明します。これは利害関係人の提え方なのですが、どういう事案かと言いますと、これは自治体が申し立てたのではなく、申立人は「自治会」です。法的な倒産処理を経た会社の名義の土地が、処分されずに残っておりまして、その土地は今現在、当該自治会の団地内道路として使われています。当該自治会は、その土地を取得して市に寄付して、公道として管理してもらいたいと。そのために、ここに「清算人選任」とありますが、分かりにくければ、ここを相続財産管理人、不在者財産管理人と考えるのも大丈夫です。要するに破産した会社、不在者の土地、相続放棄された被相続人の土地をもらい受けて、市に寄付したい、そのために財産管理制度を使えるかということで、私は依頼を受けたわけです。当初、私は、破産管財人になった弁護士に清算人をお願いしようと思いましたが、ご承諾いただけませんでした。「そんな申立が、認められるはずもない。」と相手にもされなかったのです。私は困って、当時のボス弁に相談したところ、「とにかくやってみよう」と言われて、とにかくやってみよう。僕が清算人になってあげようからやってみよう」と言われて、とにかくやってみよう。裁判断はあっさり認めてくれました。いかに公益上大事かということも強調したわけですが、当該自治会の私利私欲でやっているわけではない、これは公益である。そうなることを強調して、大抵のことは通ります。ですからそのように申立書を作って、大概の場合、これで通るのではないかと考えております。利害関係人をどう捉えるかは意外と柔軟です。かつ弁護士によって違ふことを言う場面が意外とありますが、それでもやってみる価値があります。その時には、公益を充分に強調するということも重要です。私は思いました。こんな感じで研修をやらせていただいております。以上です。

中山課長補佐

続きまして、7ページ目「ご議論いただきたい事項③」に進みたいと思います。今回、境界の確定というところで、少し論点を追加しております。境界の確定については、所有権の帰属の範囲を決めるところで、「処分行為」と解されるのかなというところで、境界の接する相手方の一部又は全部が不明である場合は、どのように対応すべきかという論点であります。厳密な対応を考えた場合、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立て、管理人との間で境界の確定を行うことが考えられますが、例えば、地籍調査が完了している等によって筆界が明らかである場合であるとか、筆界は明らかではないが、客観的資料と樹種・林相から境界を明らかにできる場合、あるいは、筆界が明らかでないが、明らかでない範囲から一歩控えて安全をみて、権利設定の線を引きってみるというような場合については相手方の同意不要として管理人の選任をすることなく、経営管理権の設定を行うことを考えてもよいと思われるが、どのような考え方が許容されないところで提示をしております。なかなか、このような考え方が許容されない場合、経営管理権の設定が、裁判所手続を伴う境界確定に律速されてしまうというところも一つ懸念されるのかなというところで、内在的な問題として処理をして、経営管理権を設定すると、エリアとしてカバーするという考えのもとで特例措置を活用していくという方法もあってよいのではないかと。ただこれをやる場合にも、費用を所有者に負担させない、あるいは利益を所有者に還元しない、発生させないということも、一つ前提としてあるのかと捉えています。今回、糸魚川市のように、所有者不明の土地が真ん中にぼつんとあるようなところ、そこは地域一体としてカバーするということも範囲でやられているわけですので、そうではない場合もあつたかと思えます。それは、所有者全員のラインアップがそろって、そういうことでいいよ、という合意が全員でとれている場合、おそろくそれでよろしいと思います。この外枠は、確定しているという前提でよろしいのかどうか分かりませんが、その一部が不明であるという場合、ちよつとなかなか難しい問題があるのかなと思います。①「地籍調査が完了している等により筆界が明らかである場合」に関しては、現地で実

品川委員

際の境界を決める作業が残っているということですよ。

中山課長補佐

品川委員

それを管理の範疇だと言えればよいと思うのです。裁定手続でやってしまっ  
てよいと思います。しかし、現実の難しさというのがあります。例えば  
ば土地登記簿、あるいは林地台帳で、この範囲で経営管理権の設定をした  
いということ、それを全部足して、1万haだと。登記簿上全部足すと1  
万haだと。それを上からGISで測量した場合に、1万haでは全然ない  
と。9,000haですらないと。下手をすると5,000haですらないとか、そう  
いうこととあってあるわけですよ。そうすると、とても管理の範疇で取ら  
なくなってしまう。ある意味、もう少し現場に深入りして、先ほどの土地  
改良区の事案のように、相続財産管理人なり、管理人を選任してもらって、  
その人に所有権を放棄してもらおうというのも、選任肢に入れたよーと思  
います。逆に、GISで上から測っても、9,000haでしたとか、多少、それぞ  
れ譲歩すれば、境界が定まるのであれば、裁定を進めてしまっよーの  
なと思います。要するにどこまで無理をするかということですので、具  
体的な面積問題だと思うのです。境界不明の程度や質の問題ですので、や  
はり個々のケースごとにご相談いただかないとなかなか難しいと思いま  
した。②③も同じで筆界が明らかでないが、客観的資料と樹種、林相から境  
界が明らかでない場合は、林地台帳とか、現場の人たちの大体の隣接所  
有者の意見が一致しているとか、大体齟齬がないという場合、裁定でもよ  
いだろうと思います。明らかでない範囲から一步控えて権利設定を行う場  
合、これなどは想定されるのは、面積全部足した1万haの場合と、GIS  
測量結果が9,500haの場合、この差の500haをどう譲ってもらおうかとい  
う問題が残っている場合に、一步控えて権利設定を行うとか、そういうので  
あれば、これは本当に抽象論であるので、私が今、言うのは危ないのだ  
けれど、これはいけそうな感じはしなくはない。抽象論なのでファイナル  
アンサーではないのでよろしく願います。2番目までの議論事項につ  
いては、そのような感想をもちました。

中山課長補佐

ありがとうございます。今回の糸魚川市のケースでは、まとまった森林の  
中にぽつんと孤立したような形で所有者不明の森林がある状況です。林層  
は殆ど同じで、切捨間伐により森林をよくするという点ではあまり問題に  
ならないのかと思いつつも、ここは委員がおっしゃったように、所有者不  
明のレベル、現地の状況などを踏まえてケースバイケースで考えるしか  
ない、ということになるのかと思います。ありがとうございます。

野村委員

野村からよろしいですか。おっしゃったとおりで悩みのあるところだ  
と思います。出発点として、そもそも境界の確定がマスタートなかどうかと

いうことがあると思います。売却するという話とは少し違い、その土地  
の経営管理をどうするかという話なので、言わば、その土地の上のどこまで  
の範囲の樹木に対して管理を施すかという話で、厳密な境界が必ずしも必  
要な訳ではないように思います。もつと言えば、どの範囲の樹木を今回、  
権利設定するのかという、そのレベルで齟齬がないのであれば、境界確定  
がマスタートという前提からスタートしなくてもよいかと思えます。つまり、  
厳密な線は引けないけれども、例えば、この1mの範囲に収まるし、そこ  
に木がないからよじやないか、というようなことがあり得る世界ではな  
いかという話です。また、境界といたしても、境界の向こう側と同じよ  
うな森林同士を地続きで経営管理する計画の場合には、そもそも厳密な境界の  
設定は不要ということになり得るのではないかと思えます。他方、「この先  
の木を伐ってしまった時に隣の所有者と紛争になるかもしれない」という  
問題が起り得る場所では慎重にやらなければいけないということになる  
かと思えます。やはりここは一般論としまして「余白」を残しておきたい  
という印象を受ける話題です。非常に難しい問題ではあると思いますが、  
境界の問題をクローズアップしすぎて動きが止まってしまうように程  
よいメッセージを出すことが非常に大事で、そこは気をつかうところかと  
思いました。以上です。

中山課長補佐

確かに委員がおっしゃる通りだと思っております。ありがとうございます。  
でございます。取り組む内容や状況によって、境界をどのレベルまで求める  
かという点についてご指摘の通りかと思えます。その点については今後、  
表現に気を付けていきたいと思えます。どうもありがとうございます。  
糸魚川市さんの事例から派生して3つの検討事項ということでも議論を進め  
させていただきました。ここまでは、糸魚川市さんあるいは新潟県庁の方  
から何かあればお願います。いかがでしょうか。

野村委員

その前に1点よろしいでしょうか。先ほど、「検討いただきたい事項」のと  
ころで少しミスリーディングな発言をしていたと思ひまして、新潟県さん  
に対して少し補足したいと思ひます。都道府県の裁定の内容のところ  
が、手続きや権利関係の部分のみならず、ルール上、「現に経営管理が行わ  
れておらず、かつ、この所有者不明森林の自然的、経済的、社会的諸条件  
等を勘案して、市町村に集積することが必要かつ適当であると認められる場  
合」ということが裁定の要件として書かれています。この内容自体は市町村が  
ある程度判断をしたうえで「このとおり、やっよいですか」と県に話を  
上げることであり、県は自分で計画を立てるわけではないですが、市町村  
の提案が妥当なのかどうかということも、県としての判断を求められる内  
容に含まれます。それに関して、「県としてどう判断していくのか悩みがあ

### 【3.林野庁からの報告事項】

参考資料とということでご用意した資料がありますので、内容をご紹介しますと思います。参考1は、資料1でお話をしました間伐の行為を法律的に見ると保存、管理あるいは変更なのか、といったあたりの話の論点を整理できないかということでご整理したものです。間伐の定義や解釈について、林野庁の作成文書から関係する部分を抜粋したものです。まず、参考1は、森林経営計画制度の運用上の留意事項の通知です。「ア」については、保存のための除間伐など、共有物の変更に当たらない内容については過半数の賛成による計画作成が可能であるということで、いわゆる管理行為として捉えているものです。「イ」については、立木の伐採といった共有物の変更にあたる内容のについては不在者財産管理制度を活用する、といった整理をしています。間伐とは何かという点についての法律上の定義はありませんが、閣議決定された全国森林計画では、間伐について、「立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採し、それにより森林資源の質的向上を図り、適正な林分構造を維持していく」といった説明をしています。また、保存については、「樹木の成長を助け、健全な森林を育成するための下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行う」という整理をしています。除伐については、植えた木ではなく、植えた木を阻害する木を伐る行為としています。以上が参考1についての説明になります。

続いて参考2です。今回の民法改正で、民法251条と252条の改正があります。改正の経緯について、法制審議会の部会資料や議事録の関連箇所から抜粋したものです。民法251条は、共有物の変更という点について、現時点では、他の共有者の同意が得られなければ変更を加えることができず、保存行為は各共有者が行うことができる、という点について今回改正されました。共有物の変更については、新しい形状の変更がないものは除くといった点などについて、法務省の原案がどのように変更していったのか、その過程を整理しました。最終的な改正内容は5ページの一冊下の囲みのところに、共有物の変更について、「その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く」ということで、「形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」は変更行為ではなく管理行為として解釈できるという整理がされています。これを踏まえてどのように考えるかといった点もご意見をいただきたたく、参考2として整理しました。

中山課長補佐

る」とおっしゃっていらした訳ですが、その点は市町村と県とで判断する内容が異なる訳ではありません。今我々がこの検討委員会で議論している市町村へのメッセージは、とりも直さず県に対するメッセージでもありますが、ここで検討しているような内容をいずれ踏まえていただき、それを参考にご判断いただければと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。今の補足のご説明について、永井副参事、よろしいですか。

新潟県永井副参事 はい。分かりました。ありがとうございます。

中山課長補佐 これまでの話を受けて、糸魚川市の方から何かコメント等ありましたらお願いします。

糸魚川市渡辺主事 経営的なお話もあつたので、少し自分の中でも整理してみたいと思います。貴重なご意見をありがとうございます。

中山課長補佐 私自身も非常に勉強になりました。どうもありがとうございます。

糸魚川市古平係長 1点だけ許さみません。議論の最初のところですが、公的資料で調べ得るものとして戸籍や林地台帳などがありますが、お話に出てきた「聞き取り調査」は、警察が犯人捜しをするくらいのことまでしななければいけないのか、ということについて少し疑問で、その点のハードルがとて高いように思えます。実際に調べるにあたっては、3ページにあるように、特にマニユアル化されている訳ではなく、戸籍情報や林地台帳、課税台帳まで見れば、それ以上の公的資料はそもそもないのではないかと思います。それでも、警察のように、近所に聞いて回るようなことまでしななければいけないのかということをご基だ疑問に思い、一筆であつてもその分、事務量が増えてしまっているのではないかと懸念しています。意見です。

中山課長補佐 過剰に聞き取りを行わなくても公的資料で「分からない」というところを判断されれば、「所有者が分かりません」と判断してもよいのではないかと、という点については、全体の政策の流れになっているという話です。森林経営管理法上でも過剰な聞き込みをするという整理になっていませんので、そこは公的資料を使って確認できるという整理になっていただくといいと思います。例えば、誰が所有者か知っていそうな方がいれば聞いていただくということはあると思いますが、警察のように張り込みをして聞き取りをするといったようなレベルまでは必要がないということかと思

参考3は、山林における民法251条に関する裁判例として採り出したものを記載しました。これを見ますと、「共有の目的物が山林である場合におい

て、林木を伐採する行為が山林を需要に供し、又は果実を取得するに留まらず、山林を毀損するものとなれば、共有物に変更を加えるものにほかならない」ということで、林木を伐採する時の一つの例になります。もう一例は、「立木の共有者が、単独所有のように任意に処分することはできないとしても、共有時分を分割して単独所有のような状態にあれば伐採を禁止する権限はない」ということを示した判例です。

参考4は、民法251条の改正に関して、「形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」を林業における行為で置き換えるかどうかという点に留意すればいいのかが、ということで林野庁として疑問に思っているところを記載しました。つまり、間伐が「形状又は効用の著しい変更を伴わないもの」と言えるかどうかという点です。間伐についてはこれまで、管理行為として取り扱ってきた部分もありますが、厳密に言えばそうではないという見方もあります。森林経営管理法上は全員同意というところでやっている歌ですが、そもそも森林における間伐などの保育行為、主伐などをどういう形で整理して捉えようかという点も本検討委員会のなかで若干の整理ができればと思います。この点について品川委員と野村委員ともご相談をして、できる部分について対応していければと思います。前回の検討委員会でもご意見をいただきましたし、整理できる部分は整理していきたいと思っています。

品川委員

そのあたりの整理が必要ということとは前回の検討委員会で申し上げたところで、必要性については異論ありません。最終的な目標、到達点とすればよいということですが、前提として、列状間伐・群状間伐を行う場合と、定性的な間伐を行う場合とを比較して、コストのどのぐらい違いがあるのかわかる具体的なデータをいただきたいと思っています。どのぐらい安くなるものでしょうか。

中山課長補佐

林野庁で過去に調べたものがあつたと思いますので、調べてみます。

品川委員

「この方が経済的合理性がある」と言ってしまうと、それを前提に議論する形ではなく、まずは事実関係の確認をさせていただきたいと思いましたが。

野村委員

少しよろしいでしょうか。樹木は一本一本が財物なので、一本の木を切ることもそもそも変更や処分にあたるのではないかと話があります。法務省の研究会で、共有私道の利用に関する研究会というのがありますが、その研究会の議論のなかで、私道の脇に立っている木を切る際に、一人でも所有者・共有者が不明だったらどうなるのかという点について、かなり否定的な結論が出ました。直感的にはあまり正しくない議論だと思います

が、一本だけ立っている木に対してはそのような判断がされやすいという面があるように思っています。他方で、この研究会で目標とするところは結構はっきりしていて、間伐は地域の森林全体をよりよくするための作業であつて管理行為であると。間伐において木を一本伐ることを「財産の処分」と言ってしまうと、のちのち手足を縛るのになつて望ましくなくないと思うので、そこを立法によるのか解釈によるのかという点とだと思つています。管理行為であるという方向に持つて行けるのか、という目的意識を持つて議論をしていく必要があるところかと思つています。そもそも間伐とは何かという定義が法律上ないという指摘を受けていたかと思つています。定義をすることでもそうですが、ただ法律の概念として考えるだけでなく、そもそも「あるべき間伐」がどういうものなのか、ということがはつきりして何と説明しやすくなるのかなかと思つています。その道のプロの方に「間伐とは何か」、「あるべき間伐とは何か」という点を分かりやすく上手に説明していただけると、法律上で目指しているところに一歩近づけることができるのではないかと思つているが、品川委員のご意見を拝見していました。今後、可能な限りご協力をしていきたいと思つています。以上です。

中山課長補佐

ありがとうございます。先ほどお話のあったコスト比較のデータについては、都道府県が定めている補助事業の標準単価でみると、定性間伐と比べて列状間伐の方が1割低いということでした。

品川委員

後日、もう少し具体的なデータをいただければ幸いです。

中山課長補佐

わかりました。次に、参考5をご覧ください。これは所有者不明森林の探索の工程やノウハウの整理を試みていこうとしている委託事業の実施内容です。実際に市町村の事例について、本日の検討委員会にもケーススタディとして関係自治体の皆様に追加いただいています。所有者不明森林の探索を実際に事業として取り組んでいこうということで、今年度の委託事業として、所有者探索の工程、ノウハウを事例的に整理していくことに取り組んでいます。具体的に秋田県大館市と岐阜県恵那市を舞台にして取り組みたいと思つています。委託事業は今月から動き始めていますが、進捗等については本検討委員会のなかでご報告させていただきます。委員の皆様からご意見、ご議論をいただくもの一つとして進めていきたいと思つています。次々回以降になるかもしれませんが、情報をご提供していきたいと思つていますので、ご承知おきいただきたいと思つています。これで、本日の議題は一通り終了しましたが、最後に、委員の皆様から何かご意見等ございましたらお願いします。特にないようですので、最後に、植木委員長よりご挨拶をお願いします。

植木委員長

長時間にわたりご苦勞様でした。最終的には法的な問題、特に土地所有権

の問題をどう扱うのかという難しい部分があると思いがち聞いていました。所有者が不明の場合、境界が不明の場合、境界が未確定の場合などにそれぞれどう対応するのかと。おそらく市町村の担当の方はこのあたりで一番ご苦労をされているのではないかと思います。その点について我々の方でいかに分かりやすくガイドラインの中に盛り込んでいくか、という点ではないかと思えます。例えば、土地所有者が不明の場合に、所有者を特定させる場合とそうでない場合がある、あるいは、境界についても、明確な線引きが必要な場合とそうでない場合もある。そういうような森林がある程度整理されれば、市町村の担当者としてはもう一歩、あるいはもっと前に踏み出せるのではないかという気がします。その整理はぜひ必要で、それが整理できれば森林整備が進む可能性は大いにあるように思えます。森林整備が進むということになれば、基本的には安全で安心な、災害にある程度強い森林へのアプローチにもなるでしょうし、あるいは、整備することによって森林そのものの価値を高める方向に進むことになれば、わが国全体にとってもプラスの方向になるでしょうし、林業にとっても非常に有益な話になってくると思います。ですので、そういった点も含めて我々として、分かりやすい説明をいかに盛り込むかということを前提に検討すべきだと思います。本日は多岐に渡るご議論をいただき、ありがとうございます。今日の議論では法律についていろいろと勉強させていただきました。野村委員、品川委員におかれましては引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

中山課長補佐

委員長、どうもありがとうございます。本日は糸魚川市さん、新潟県さんのご参加ありがとうございます。今後、取組を進めて行かれるなかでご不明の点など出てきましたら、いつでも林野庁にお問い合わせをいただければと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。次回、第6回の検討委員会は11月に郡上市に伺って現地検討会を開催する予定にしております。新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況が続いておりますけれども、無事に開催できることを祈っております。委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願いたします。本日はありがとうございます。



